資料　2

栗東市人権擁護計画実施計画

（第二次栗東市人権擁護計画期間：2022（令和4）年度～2026（令和8）年度）

②分野別・各課回答

2023（令和5）年度　　【実績報告版】

施策の体系

人権をめぐる近年の状況を踏まえ、新たに「感染症等患者」「性的指向・性自認（性同一性）等」が加わりました。

第六次栗東市総合計画における取組

将来都市像　いつまでも　住み続けたくなる　安心な元気都市　栗東

基本目標4　多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち

政策4　暮らしの安心を支える

施策1　人権・平和の推進

1　人権を基本とする施策の推進
2　人権・同和教育と啓発の推進
3　人権擁護の推進
4　平和教育・啓発の推進

※「第六次栗東市総合計画」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」はあらゆる施策の土台となる「人権尊重」や「協働」等、これまで本市が取り組んできたまちづくりと考え方を共有しているという認識のもと、積極的にSDGsの考え方を取り入れています。

↓ 個別・具体の取組、推進体制の設定

第二次栗東市人権擁護計画の基本的な考え方、取組の方向性

［基本理念］一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

教育・啓発等基本施策	1	あらゆる場を通じた人権教育および人権啓発の推進
	2	人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実
	3	人権を基本とする行政施策
人権問題に対する分野別施策の推進	1	部落差別（同和問題）
	2	女性
	3	子ども
	4	高齢者
	5	障がいのある人
	6	外国人
	7	インターネットによる人権侵害
	NEW 8	感染症等患者
	NEW 9	性的指向・性自認（性同一性）等
	10	さまざまな人権問題
計画の推進に向けた体制づくり	1	計画の推進
	2	計画の進捗管理
	3	関係機関・団体等との協働・連携
	4	SDGsの達成につながる人権施策の推進

人権教育および人権啓発推進の基本方針

基本方針①　就学前保育・教育および学校教育における人権教育の推進

基本方針②　社会教育における人権教育の推進

基本方針③　市民への人権啓発の推進

基本方針④　企業への人権啓発の推進

基本方針⑤　人権との関わりが深い職種における人権教育の推進

SDGs「誰一人取り残さない社会の実現」

各基本方針と関連性が強いSDGsについて、各アイコンが示す目標は次の通りです。

3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
5	ジェンダー平等を実現しよう
8	働きがいも経済成長も
10	人や国の不平等をなくそう
16	平和と公正をすべての人に
17	パートナーシップで目標を達成しよう

〈分野別事業の内訳〉

分　野	事業数
共通	5
1．部落差別（同和問題）	48
2．女性	18
3．子ども	20
4．高齢者	15
5．障がいのある人	26
6．外国人	12
7．インターネットによる人権侵害	4
8．感染症等患者	2
9．性的指向・性自認（性同一性）	4
10．さまざまな人権問題	7
合　計	161

栗東市人権擁護計画実施計画　分野共通の取組

■商工観光労政課、広報課、議会事務局、図書館、自治振興課、社会福祉課、人権政策課、人権教育課

の網掛については重点項目になります。

評価点数　1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた　4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
1	共通	1	新規	「栗東市人権擁護計画」の推進	○栗東市人権擁護審議会を開催し、「栗東市人権擁護計画」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。審議会に諮る案件に応じて、庁内の人権対策推進本部会議で事前に審議を行う。	「栗東市人権擁護計画」に基づき総合的かつ計画的に推進する。審議会で得た外部評価を、住民意識調査結果と併せて、次期の計画策定に向けた基礎資料とする。また、各課の個別計画においても活用や反映を促進する。 ◎目標値 栗東市人権擁護審議会開催：年２回 （計画策定時等は年4回）	令和3年度末の第二次栗東市人権擁護計画策定に伴い、本計画の推進を図るために各課の人権関連事業を取りまとめた「栗東市人権擁護計画実施計画」を作成し、実施計画書に基づき、令和４年度の実績について、第１回審議会に主要な関係課の出席のもと、各課の事業取り組み状況の報告を行った。２月開催の第２回審議会では、令和５年度（令和５年12月および年度末見込み）各課の事業取組み状況の報告を予定している。	第二次人権擁護計画のなかで計画の進捗管理について、審議会を定期的に開催し、外部的な視点で事業への取組についての意見・提案等をいただくことにより、全ての部局の業務が人権の確率に関わるっていることの意識がより高まるよう、実施計画の取り組み結果及び審議会の結果について全庁的に情報共有を図り、各課の施策及び個別計画と本計画の連携を深める必要がある。	4	人権擁護課 （旧：人権政策課）		
2	共通	2	新規	労働相談窓口に関する情報提供	○労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行う。 ○広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図る。	就労支援機関と連携を図り適切な支援につなげるとともに、市広報などを通じた労働相談窓口に関する情報提供を行う。	労働相談の問い合わせに対し、国や県の適切な相談機関を案内した。	引き続き、関係機関と連携を図り、適切な支援につなげる必要があります。	4	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・労働相談窓口に関する情報提供
3	共通	3	継続	すべての人にわかりやすい行政情報発信の充実	○栗東市公式ホームページにおいて、障がい者や高齢者、外国人を含むすべての方が簡単に使え、誰もが必要とする情報を取得・閲覧できるウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、ＪＩＳ規格に対応する試験結果をホームページ上で公開する。	・障がい者・高齢者のホームページの利用に配慮する指針である日本工業規格「JIS X8341-3：2006」の等級AAに対応する。 ◎目標値 ・「JIS X8341-3:2006」に準拠又は一部準拠 ・市ホームページに広報りっとうの掲載内容の音声データを掲載：年12回（毎月）	・令和5年度は試験未実施 ・市ホームページに「広報りっとう」音声データ掲載　毎号 ・今年度より「広報りっとう」点訳データを市ホームページに掲載　毎号	全てのページがJIS規格に準拠している訳ではないことから、引き続き問題点を把握し改善に努める。	3	広報課	第３期栗東市障がい者基本計画	・障がいのある人に配慮した情報提供 ・音訳や点字による広報の充実 ・市の広報紙等の点訳・音訳

栗東市人権擁護計画実施計画　分野共通の取組

■商工観光労政課、広報課、議会事務局、図書館、自治振興課、社会福祉課、人権政策課、人権教育課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
4	共通	4	新規	メディアリテラシーの向上	○「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図る。	社会の変化に対応した人権意識の向上をめざす。 ◎目標値 ・議会だよりへの標語掲載：年4回	議会だよりNo.202（5/1発行）、No.203（8/1発行）、No.204（11/1発行）、No.205（2/1発行）の４回標語入選作品を掲載して発行済。	議会だよりへの標語掲載により引き続き人権意識の向上をめざす。	4	議会事務局	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
					○インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図る。	広報やホームページに人権関連の強化週間や月間の取組みや、人権侵害防止啓発について掲載を行うともに、啓発紙の発行等により、インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止が図られるよう、市民の人権意識向上のための啓発を行います。	・国や県とともに取り組む人権関連の強化週間や月間について、市広報やホームページに掲載するとともに、法務省のホームページへのリンク等も行いました。	引き続き、市広報やホームページを利用して各種週間、月間の周知に努めるほか、街頭啓発などの機会を活かし、効果的な啓発活動に努める。	3	人権擁護課 （旧：人権政策課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
						法務省ホームページ等を活用し啓発することで、インターネットによる人権侵害の防止につなげる。 ◎目標値 ・広報、市ホームページにおいて啓発サイトへのリンクが貼られているか。	・市広報において5月に「人権啓発リーダー講座」案内、7月に「輝く未来(教材編)」、12月に「輝く未来(資料編)をホームページに掲載し、「輝く未来計画」の概要を発信するとともに、市民の人権意識向上のための学習機会の提供を行った。 ・市広報12月号、2月号において、人権啓発シリーズを掲載した。 ・啓発サイトへのリンク済	「第五次輝く未来計画」に基づき、市広報において人権啓発シリーズを継続していくことが必要である。また社会の変化に伴って新しい人権課題が取りあげられる中で、インターネットによる人権侵害を共通するテーマとして取りあげていく。	4	人権擁護課 （旧：人権教育課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
						広報やHP等を活用し男女共同参画に関連する強化週間や月間の取組や啓発について掲載を行い、市民への啓発を図る。不適切と認められる広告物等が発見された場合、適切な助言・指導を行う。 **◎目標値** **・広報やHP等に男女共同参画関連の強化週間や月間の取組の周知に努める。**	○広報やHP等で男女共同参画関連の強化週間や月間の取組の周知に努めた。 ・若年層の性暴力予防月間　4月 ・男女共同参画週間　6/23~29 ・仕事と生活の調和推進月間　11月 ・女性に対する暴力をなくす運動　11/12~25 ・職場のハラスメント撲滅月間　12月	インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、広報やホームページ等により継続的に啓発を行う必要がある。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
					○メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図る。	メディアによる人権侵害に関する資料の収集展示を行う。	人権に関する図書の収集	テーマ図書の展示を行い、市民への啓発を行っていく必要があります。	3	図書館	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
					○地域の広報紙や事業者の広告物等の発行物について、男女共同参画の視点に立ち、不適切な表現と認められる場合は、適切な助言を行う。	**コミセンだよりや回覧文書について、**適切な表現の利用を促進する。 **◎目標値** **・コミセンだより等の記事に対して男女共同参画の視点に立ち点検を行う。：年１２回** **・表現チェックシートの周知：年１回更新**	○コミセンだより等の記事に対して男女共同参画の視点に立ち点検を行った。 ○６月に、男女共同参画の視点から考える表現チェックシートを職員に配布し、適切な表現の利用を促進した。	市が率先してチェックシートを活用し、適切な表現の利用を促進することで、地域の広報物等においても利用促進が波及効果していくように行っていく必要がある。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
						不適切と認められる広告物等が発見された場合、適切な助言・指導を行う。	実績なし	不適切と認められる広告物等が発見された場合、適切な助言・指導を行う。	-	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・メディアリテラシーの向上
5	共通	5	新規	重層的支援体制整備事業	○地域の複雑・複合化するニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係する組織や機関と調整を図りながら取り組む。	重層的支援体制整備に向け、庁内関係機課検討会議を設置し、事業の周知や関係課・関係機関へのヒアリングを実施し、体制整備の基礎固めに取り組む。 ◎目標値 ・庁内関係課検討会議の開催：４回	関係課検討会議では、属性、地域、内容に関わらず包括的に相談を受け止める相談支援、つながりづくり、社会的な支援の創出に向け取り組みました。 ・庁内関係課検討会議の開催：3回（12月末現在）4回（3月末見込）	令和6年度からの本格実施に向け体制を整備するとともに、庁内各課や関係機関との連携とネットワークの強化を図り、重層的支援体制の構築に取り組みます。	4	社会福祉課	**第４期栗東市地域福祉計画** 第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・重層的支援体制整備事業

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数　1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた　4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
6	部落差別 (同和問題)	1-(1)-1	新規	「栗東市輝く未来計画（人権・同和教育推進５カ年計画）」及び「栗東市人権・同和教育基本方針」の推進	○「栗東市輝く未来計画(人権・同和教育推進５カ年計画)」及び「栗東市人権・同和教育基本方針」に基づき、人権尊重のまちづくりを推進する。栗東市同和教育推進委員会を開催し、教育実態調査を踏まえた同和教育に関する体制を整備し同和教育行政の推進及び充実を期す。	○「栗東市輝く未来計画(人権・同和教育推進５ヵ年計画)」及び「栗東市人権・同和教育基本方針」に基づき、計画的・継続的に本市における人権・同和教育を推進する。同和教育行政の推進を検証するため栗東市同和教育推進委員会を開催する。 ◎目標値 栗東市同和教育推進委員会　　年２回 （次期計画策定時等は年３回）	○第1回同和教育推進委員会 8月1日（火） ・関係各課において人権・同和教育の推進に向けた目標設定、および教育実態調査をふまえた取組目標を明示し、その実現にむけ、委員より意見・助言をいただき、事業内容に活かすことできた。 ○第2回同和教育推進委員会 1月30日（火） **・関係各課における取組状況や成果等を報告**	関係各課が部落差別をはじめとするあらゆる差別解消に向けた事業を効果的に進めていくため、より主体的に目標設定および事業実施ができるよう、具体的な意見・助言をいただき、反映させていくことが必要である。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）		
7	部落差別 (同和問題)	1-(1)-2	継続	栗東市議会議員人権・同和問題研修	○栗東市議会議員を対象に人権・同和問題研修会を開催する。	人権・同和問題への理解と認識をさらに高める ◎目標値 ・年１回議員全員が参加しての研修を開催	11月16日（木）に栗東市で開催の湖南地区市議会議長会議員研修会（人権研修）に議員17名が参加した。	湖南地区市議会議長会では毎年、人権研修を行っており、一人でも多くの議員が参加できるよう年度当初より計画的に進めていく必要がある。	3	議会事務局		
8	部落差別 (同和問題)	1-(1)-2	継続	指定管理者における人権・同和問題など研修の推進	○基本協定書などに基づいて指定管理者が実施する研修状況や今後の計画などを確認し、指定管理者におけるさらなる人権意識の高揚につなげる。	指定管理者において、職場内研修の実施や市主催の研修への参加などを促すことにより、指定管理者の人権・同和問題に対する意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・各指定管理者における研修実施、又は組織外主催の研修への参加：年１回以上	**市の指定管理者の89%が、年１回以上組織内研修の実施や市等が主催する研修会に参加した。**	**令和５年度は、すべての指定管理者での実施ができなかったので、公共施設を管理する指定管理者として、年１回以上の人権研修の実施や組織外主催の研修への参加を行うよう、市から指定管理者への周知を徹底する。**	3	政策調整課	―	―
9	部落差別 (同和問題)	1-(1)-4	継続	職場研修推進員説明会・職場研修	○「人権・同和問題職員研修基本方針」に基づき全体集合研修を補完するものとして、各職場における人権・同和問題に関する研修（「部落差別の解消の推進に関する法律」を必須とし、同和地区の照会、本人通知制度、窓口対応マニュアル、十里まちづくり事業の意義や成果と課題等を選択）を開催する。	職場内研修の実施や市主催の研修への参加などを促すことにより、指定管理者の人権・同和問題に対する意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・人権・同和問題にかかる職場内研修の実施、**又は**組織外主催の研修への参加：年2回以上	【職場研修推進員説明会】(5/17) 参加部署53/対象部署56 (欠席部署には資料を配布) 【職場研修(人権・同和問題)】 開催部署**49**/対象部署56(執行率**87.5**%) 開催回数**115**回(複数日開催は1回とした場合) 参加人数延べ**1,739**名	各職場の実情にそった研修方法や内容の充実など、意識の高揚を図り活発な議論ができる場となる工夫や改善が必要である。また、必須テーマについても取り組みやすい内容を検討する必要がある。	3	人事課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・行政職員・教職員の責務と自覚
10	部落差別 (同和問題)	1-(1)-5	継続	人権・同和問題職員集合研修	○正規職員のみならず、会計年度任用職員、指定管理者職員を対象に職員集合研修を実施する。 ・初任者研修、基礎研修、応用研修、リーダー養成研修、指導者養成研修	経験年数や本人のスキルに応じて階層別に開催し、職員としての人権・同和問題に対する認識を深め、資質および実践力の向上を養う。 ◎目標値 各階層別研修の実施：年１回	・初任者研修(会計年度任用職員新規採用職員)(5/25)：参加者 32名 ・幼稚園教諭、保育士職員 人権･同和問題研修会(幼児保育課主催の研修会を人権･同和問題職員集合研修と同一に位置づけ) ・指導者養成研修：地区別懇談会講師団研修、人権教育課主催 ・基礎研修(採用3年目以内職員)**(1/19)：参加者 99名** ・応用研修(在職4年目以上職員)(①～③選択)： ①2/16**：参加者86名** ②2/21**：参加者87名** ③2/27**：参加者95名**	人権･同和問題の現実や課題等について、自ら教育や啓発に取り組もうとする意識改革が高まるよう、内容の充実や日程調整についても引き続き検討する。	3	人事課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・行政職員・教職員の責務と自覚
11	部落差別 (同和問題)	1-(1)-6	継続	新規採用者（予定者）研修	○本市職員としての採用（後）にあたり、差別を許さず、解決の主体者としての認識を高め、職務上直ちに必要とする基礎知識を習得することにより、職場での適応能力を養う。 ○各種研修会への派遣を義務づけることにより、職員としての人権感覚をさらにみがく。 ・新規採用予定職員研修（人権）・新任職員研修（人権学習）、企業内同和問題研修「新規採用者対象研修」、人権・同和教育保育にかかる新転任者研修会および「じんけんセミナー栗東」への派遣	部落差別をはじめとするあらゆる差別に気づき、考え、差別をなくすために行動する職員を育成する。 ◎目標値 ・新規採用者研修を採用者全員に実施	・新任職員(前期)研修(人権学習)(4/11～25)：参加者 23名 ・企業内人権･同和問題「新規採用者等」研修会（5/19）：参加者**14**名 ・新規採用者研修(7月採用者)(7/3)：参加者 7名 ・新規採用者研修(10月採用者)(10/3)：参加者 1名 ・じんけんセミナー栗東(4月・7月採用者)(8/24)：参加者 27名 **・市民のつどい（じんけんセミナー栗東欠席者、10月採用者）（3/2）：参加者2名**	部落差別をはじめとするあらゆる差別についての基礎知識を習得し、あらゆる差別をなくすために行動できる職員を育成していくため、継続した研修を実施する。	3	人事課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・行政職員・教職員の責務と自覚

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
12	部落差別 (同和問題)	1-(1)-7	継続	市職員派遣事業	○部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するため、人権尊重の地域づくりに寄与することを目的として開催されている、びわこ南部地域人権啓発連続講座に市職員を派遣し、報告書を提出することで人権意識の認識を高める。	職員が差別を許さず、差別をなくす主体者としての認識を高める。 目標値 ・びわこ南部地域人権啓発連続講座実行委員会が主催するびわこ南部地域人権啓発連続講座に、市の職員を派遣し、復命を行い、認識を高める。 （主催者が参加可能とする上限数（1団体）の職員を派遣）	5月~3月の年間11回の開催計画に基づき、1回約10名の市職員を派遣し、受講者の人権意識の向上を図った。 5月：「障害者福祉と人権～部落差別事件を経験して～」 6月：「子どもと共に生きる社会とは」 7月：「フードバンクの取り組みから」 8月：「ゆれながら向き合う人権問題」 9月：「湖南市外国籍住民の支援の取り組みにかかわって」 10月：「依存症支援について」 11月：「滋賀水平社について」 12月：「生きる力と学ぶ力を信じることから」 1月：「『観経』に見える差別表現を考える」 2月：「沖縄の今」 ３月：「被差別部落の歴史から」	新型コロナウィルス感染症が一定収束し、実施回数が回復傾向にあることから、昨年度より多くの職員派遣を行えている。引き続き職員の人権課題について学びを深める機会として継続していく。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画 2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・行政職員・教職員の責務と自覚 ・人権・同和問題研修の充実
13	部落差別 (同和問題)	1-(1)-8	継続	農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員の人権・同和問題研修	○人権教育課などの関連部署から講師を招き、農業委員会委員を対象として人権意識の高揚と市内事例などから人権・同和問題研修を行う。	日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数：10人/回	・令和5年10月13日の県内視察において、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み、偏見）について研修を行った。 （計17人）	農業委員等の人権意識を高め、主体的な行動がとれるよう実践力を養う。 ・年１回の開催 ・委員並びに農地利用最適化推進委員、事務局員、全員の参加（計24人）	4	農業委員会事務局	―	―
14	部落差別 (同和問題)	1-(1)-9	継続	広報への人権啓発標語の掲載	○広報に同和教育推進協議会や事業所人権教育推進協議会の人権啓発標語の入賞作品を掲載する。	人権啓発標語を広報に掲載することで、人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・人権啓発標語の広報掲載回数：年12回（毎月）	・広報紙への掲載：12回（毎月）	効果的に多くの読者の目にふれるよう工夫をしながら、人権意識の向上のため、引き続き継続した取組みを進める必要がある。	4	広報課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
15	部落差別 (同和問題)	1-(1)-10	継続	人権関係団体による啓発などの事業	○人権関係団体と人権尊重に向けた啓発事業を共催で実施する。 ○人権関係団体の人権意識高揚のため、学習会、研修会を実施する。 ○人権関係団体とともに街頭啓発などを実施し、広く市民への啓発活動を行う。	・人権関係団体と人権に向けた啓発事業を共催で実施する。 講演会事業：年2回、啓発紙発行：年1回 ・人権関係団体の人権意識高揚のため、学習会・研修会を実施する。 各団体：年1回 ・人権関係団体とともに街頭啓発などを実施し、広く市民の啓発活動を行う。 年2回：9月・12月	①共催啓発事業 ・８/２４　じんけんセミナー栗東 「インターネットと人とのかかわり合い～突然、僕は殺人犯にされた～」講師：スマイリーキクチ　　245名参加 ・じんけん啓発紙『りっとう～じんけん便り～』（第4号・テーマ：外国人の人権） 10月・31,500部発行 ・12/6　人権文化事業 「元不登校バンドJERRYBEANSがおくる心の講演ライブ」　講師：JERRYBEANS　141名参加 ②学習会・研修会 部落解放・人権政策第28回びわこ南部地域研究集会各分科会 人権擁護活動ブロック別合同研修会 ③街頭啓発 ・9月同和問題啓発強調月間 準備作業：8/23　18　名 街頭・駅頭啓発（8ヶ所）：8/29　42名 ・12月人権週間の取組み 準備作業：11/27　20名 街頭・駅頭啓発（8ヶ所）：12/4　41名 ④県外研修 ・同和対策促進連絡協議会県外研修 11月18・19日　徳島県徳島市、鳴門市（阿波木偶箱まわしの資料館見学・実演鑑賞・芝原地区のフィールドワーク等）参加者：27名 ・人権３団体合同研修会 9月4日　京都府宇治市　ウトロ平和記念館等見学・参加者：24名	新型コロナウィルス感染症が一定収束したことにより、講演会事業、県外研修、街頭啓発をコロナ禍以前に近い状況で実施することが出来るようになってきたことから、今後も積極的に講演会・啓発・研修等の活動実施に努める必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・推進体制の強化と関係機関・団体との連携の充実
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・各種団体との連携による学習と啓発
16	部落差別 (同和問題)	1-(1)-11	継続	人権擁護推進事業補助事業	○人権擁護委員並びに人権擁護推進員による差別のない人権を尊重する社会の実現を目ざし、人権いろいろ相談、保幼小への人権教室の開催など人権擁護活動を展開する。	人権擁護委員並びに人権擁護推進員による啓発活動や擁護活動を行い、人権擁護の取り組みを推進する。 目標値 ・人権いろいろ相談開催 　年：１０回 ・人権教室開催 市内全保育園、幼稚園、幼児園、小学校で実施（園・学校希望に沿った実施） ・人権の花運動：市内小学校2校（各年度毎に輪番で実施） ・両委員による合同研修、高齢者福祉施設への訪問	①人権いろいろ相談の実施（4月・1月）除く5～３月実施（予定）：10回実施・12件（3名）（12月末時点） ②人権教室 ・５歳児を対象に20園で実施（予定）。 参加者総数：696名（12月末時点） ・小学校2,5,6年生を対象に９校で実施（予定）。 参加者総数：2,087名（12月末時点） ※R2以降、５年生は希望校のみ実施 ③人権の花運動（市内小学校2校で実施） 葉山東小学校：5・6年生が委員会で実施 大宝西小学校：5・6年生が委員会で実施	高齢者福祉施設への訪問事業等、引き続きコロナ禍の影響が懸念される事業については、様々な工夫をしながら回復時に対応できるように委員のスキルアップを検討。 子どもを対象とした、各校・園の人権教室の開催においては、今後も幅広い年代層に向けた人権擁護活動に積極的に取り組んでいく必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第３期栗東市地域福祉計画	・人権擁護委員・人権擁護推進員に対する研修機会の充実 ・人権擁護委員、人権擁護推進員の研修
										（旧：人権政策課）	栗東市自殺対策計画	・人権いろいろ相談の実施
17	部落差別 (同和問題)	1-(1)-12	継続	同和対策推進事業	○部落差別解消推進法に基づき、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、同和対策本部会議を開催し、差別の実態や地域の課題を把握し、部落差別撤廃にむけた市の総合施策を樹立し、円滑に実施できるよう協議する。	差別の実態や地域の課題を把握し、部落差別の撤廃に取り組む。	2022（令和4）年度に発生した差別事件3件、2023（令和5）年度には3市(守山市・野洲市)にわたる差別事件1件を受け、同和対策本部幹部会議を4月13日に開催。また関係市での調整会議を行った。人権施策の方針等に関して継続的な協議提案がある。	市の人権施策の方針等に関して提案していく必要がある。	2	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・推進体制の強化と関係機関・団体との連携の充実
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・栗東市人権・同和教育推進協議会の活動

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数　1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた　4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
18	部落差別 (同和問題)	1-(1)-13	継続	人権尊重に向けた啓発事業	○じんけんセミナー栗東、人権文化事業など市民啓発事業を開催し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への理解・啓発を行う。また、事業への参画を通じて、市内人権団体の委員等に市民の人権啓発の担い手となってもらう。	年2回の講演会事業など、市民啓発事業を市内の人権関係団体と共催等で実施し、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題への理解・啓発を行う。また、事業への参画を通じて、市内人権団体の委員等に市民の人権啓発の担い手となってもらう。	・8/24　じんけんセミナー栗東の開催 「インターネットと人とのかかわり合い～突然、僕は殺人犯にされた～」　講師：スマイリーキクチ　　245名参加 ・じんけん啓発紙『りっとう～じんけん便り～』（第４号・テーマ：外国人の人権）の発行10月・31,500部発行 ・12/6　人権文化事業 「元不登校バンドJERRYBEANSがおくる心の講演ライブ」　講師：JERRYBEANS　141名参加 〇街頭啓発 ・9月同和問題啓発強調月間の取組み 準備作業：8/23　18名 街頭・駅頭啓発（8ヶ所）：8/29　42名 ・12月人権週間の取組み 準備作業：11/27　20名 街頭・駅頭啓発（6ヶ所）：12/4　41名	講演会・啓発紙のテーマ設定については社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、市民の人権啓発の担い手である関係団体とも協議・連携し、設定していく必要がある。また、テーマに関連する部署との共催化も検討しながら進める必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第３期栗東市地域福祉計画	・じんけんセミナー・市民のつどい等の開催
19	部落差別 (同和問題)	1-(1)-14	継続	保育園・幼稚園・幼児園職員人権・同和問題研修会	○部落差別問題の現実から学び、自分自身の差別意識と向き合うことで、自分自身の生き方を振り返ったり、保育に活かしていけるよう、市内の公立園、法人立園の園長、主任、人権同和主任、全職員対象に職員人権・同和問題研修会を開催する。	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を磨き、保育者の資質向上を図る。 ◎目標値 ・研修会の開催：年6回	職員人権研修 部落差別問題語り合いの研修 5/16　5/26　6/8　計３回 十里のまちづくり学習を学ぶ 11/17　11/30　1/23 様々な人権課題について　6/26　8/25 同和保育について　2/16 部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて研修を重ねることができ、園での人権研修や人権保育につなげることができた。	・栗東市全園において、十里のまちづくりの教材化の周知に今後も努め、差別を許さない子どもの育成に向けて、人権同和保育の推進が図れるよう、職員の人権意識の高揚に向け、研修を重ねていく必要がある。	4	幼児課	第３期栗東市教育振興基本計画	・人権・同和教育、平和教育の啓発と推進
20	部落差別 (同和問題)	1-(1)-15	継続	児童支援加配・担当者連絡会	○就学前の児童支援加配、ひだまりの家就学前教育担当、幼児保育課人権教育担当者で連絡会を開催する。各担当の計画や進捗状況、取り組みについて共通理解するとともに、就学前保育・教育全体への人権・同和保育・教育の推進を図る。	人権保育、職員・保護者人権研修、保護者啓発について実践を交流するとともに、協議を行い、各担当事業の推進を図る。 ◎目標値 ・実施回数：年間７回	家庭支援推進担当者会議 ７回中６回実施（最終3月） ・人権・同和教育担当者連絡協議会 5/12　7/26　11/24　2/16 人権担当各園学校における人権保育教育の実践交流をし各園の実践に生かすことができた。	・十里まちづくりの教材化に込められた願いを職員がしっかり自分事として受け止め、部落差別問題をはじめとするあらゆる差別解消に向け、継続して就学前における人権・同和教育保育の充実に繋げていく。	3	幼児課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画 2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・学校・園の人権・同和教育の充実 ・職員の研修の充実
21	部落差別 (同和問題)	1-(1)-16	継続	人権・同和教育にかかる園訪問	○全園の人権・同和教育、啓発リーダーが各園で職員人権・同和研修を開催し、同和教育指導員、学校教育課、人権教育課、幼児課から指導主事など派遣し、指導助言を行う。	栗東市人権・同和教育基本方針をふまえ、園における人権・同和教育の向上に資するため、園訪問（事後訪問）を行う。 ◎目標値 ・対象園において園訪問１回、事後訪問１回	・人権・同和教育にかかる園訪問対象園においては、各園年２回の訪問を実施した。 ・園訪問では、公開保育または職員人権研修に参加し、それぞれの園の取り組み状況や課題に応じた指導助言を十里のまちづくりの教材化をベースに行うことができた。 中学校区ごとに、各校園が園訪問に参加できるように交流をし、実践につなげることができた。	・人権・同和教育保育に関わる職員の資質向上及び、園内の課題解決に向けての取り組みを今後も継続していく必要がある。	4	幼児課（学校教育課）	第３期栗東市教育振興基本計画	・職員の資質向上
22	部落差別 (同和問題)	1-(1)-17	継続	人権・同和教育に関わる学校訪問	・栗東市内全校園で公開授業保育及び職員研修を隔年で実施する。この時、指導主事および同和教育指導員を複数派遣することにより、学習・保育や研修の内容、各校園の取組について具体的な指導助言を行う。また、取組に関する事後訪問を行う。 ・市内担当者全員参加の校種別研究会を年間３回実施する。	・取組の良さや課題について協議することで子どもに寄り添う実践力を培い、各校園でフィードバックできるようにする。 ・校種別研究会では、校種別の枠を超えて様々な思いや考えにふれることで担当者の連携を強め、人権意識の醸成を図る。 ・対象…33校園うち実施33校園（校種別研究会３回を含む） ・事後訪問アンケート用紙を用いて課題解決のための方策や取組成果を共有する。	・学校園訪問 　33校園実施済 ・校種別研究会　３回実施済 ・事後訪問 　33校園、1月～３月に訪問し、事後訪問シートをもとに管理職と担当者と**面談を実施**	・校内研修を通して、部落差別問題に対する各学校園の捉えや教職員一人ひとりの考え、思いをより共有し、深めていく必要がある。 ・教職員が部落差別問題を自分事で捉え、理解し、思いをもった上で子どもと向き合ったり、人権・同和教育保育を進めたりする意識**改善が必要である。**	4	学校教育課(幼児課)	第３期栗東市教育振興基本計画	・人権・同和教育、平和教育の啓発と推進 ・職員の資質向上

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
23	部落差別 (同和問題)	1-(1)-18	継続	企業への研修講師派遣	○市内企業から社内研修の実施にあたって講師派遣の依頼があった場合、企業啓発指導員をはじめ市職員が講師として出向き、研修会を実施する。	◎目標 ・依頼企業社数：２社、２回 ・訪問企業社数：２社、２回	・依頼企業社数　2社　2回 ・訪問企業社数　2社　2回	講師派遣依頼があった場合は対応するほか、講師派遣の周知を行う。	4	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・企業内における人権・同和教育の推進
24	部落差別 (同和問題)	1-(1)-19	継続	人権・同和教育担当者連絡協議会	・十里まちづくり学習を基盤にした同和教育の意義や取り組み方の共通理解を行う。 ・県外研修を実施する。 ・話題提供による研修会を実施する。 ・校種別研究会（年３回）を実施する。 ・令和５年度の各校園での取組成果や課題及び各校園の人権・同和教育保育の改善点について協議する。	・担当者連絡協議会を行うことで、各校園の取組成果や課題を明確にするとともに、十里まちづくり学習においてその理念と関わらせた各校園の取組の充実を図る。 ・担当者連絡協議会年４回（現地研修含む ・校種別研究会年３回 ・担当者協議会において十里まちづくりの理念と関わらせた各校園でのめざすべき具体的な力点が明らかになる。	・人権・同和教育担当者連絡協議会：**４回実施済** ・県人権教育推進にかかる市町訪問の受け入れ：8/22済 ・校種別研修会：３回実施済	・各校園の人権教育保育の取組を担当者が共有し、より深めていくためにも、また、**人権教育担当者連絡協議会**や校種別研修会で担当者が深めたことを各校園にてフィードバックできるよう、内容を工夫しながら今後も継続的に各会を実施する必要がある。	4	学校教育課	第３期栗東市教育振興基本計画	・人権・同和教育、平和教育の啓発と推進
25	部落差別 (同和問題)	1-(1)-20		栗東市人権教育研究大会	○全体会の開催：人権・同和教育を推進する上で、教職員や地域・保護者などにとって有効かつ関心のある話題を選び、講師を招聘し、講演会を開催することにより参加者の意識向上を図る。 ○分科会の開催：学校園・地域・家庭・企業・行政における人権・同和教育、啓発　に関わる取り組みなどについて交流し、各所における効果的な取り組みの拡大を図る。	栗東市民および栗東市へ勤務する者の人権意識の高揚を図り、また、各校園所における取り組みについて交流し、効果的な取り組みの拡大を図る。 ◎目標値 ・分科会参加：20団体	○市人教運営委員会 ・8月５日の開催に向けて運営委員会、拡大大会運営委員会を実施した。 ○レポート研修会　6月13日（火） 　実践レポートの充実を図るため、滋人教事務局より講師を招聘して、同和教育の実践について学ぶことができた。 ○栗東市人権教育研究大会 　全体会では栗東市の状況をふまえた講演をいただき、今後にむけて大きな自信をいただいた。分科会では各校園・団体よりそれぞれの実践について報告を受け、それをもとに分科会討議を深めることができた。 ・分科会参加団体　20団体 ・参加者　　計502名 　教職員　　430名　保護者　　9名 　地域等　　19名　事業所　　7名 　行政　　37名	・コロナ前と比べ、参加者は、若干の減少が見られた。また、事業所、地域、行政からの参加者は、依然として少ない。広報の工夫、大会の意義を周知することなどにより、参加者を増やし、各所における人権・同和教育の取り組みを広めていきたい。 ・オンラインで全体会を開催したが、フリーズする場面や画像の粗さなどが見られた。通信環境の改善や講演会のライブ配信の可能性も探っていきたい。 ・特別分科会として、中学生の人権学習の学びを発表する場を設定し、中学生・教職員・地域・保護者が一緒に学べる場を検討していきたい。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第五次輝く未来計画（人権・同和教育推進５カ年計画）	・市民参画のつどい、研修会等の設定 ・行政職員・教職員の責務と自覚
										（旧：人権教育課）	2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・人権・同和問題研修の充実
26	部落差別 (同和問題)	1-(1)-21	継続	人権啓発リーダー講座 地区別懇談会コーディネーター研修	○2020年度に実施した住民意識調査の結果からみえた成果と課題をふまえながら、地区別懇談会や各種研修会などの地域で主体的に啓発活動を行えるリーダーを育成する。 ○人権啓発教材「輝く未来(教材編)」を活用してワークショップ形式での地区別懇談会を進めることができるよう、地区別懇談会研修コースを設定する。	地区別懇談会コーディネーター・協力員・推進員等の主体的な参加を促す。 ◎目標値 ・参加者数：自治会数×3名 ・住民意識調査（2025年）「地区別懇談会が役に立っている」：50％以上	①はじめの一歩コース(2回)81名 ②地区別懇談会研修コース(5回)93名 ③明日へ一歩コース(2回)141名 ④インターネットと人権コース(2回)107名 ⑤特別コース(1回)244名 （「じんけんセミナー栗東」と共催） 　計666名参加 ・3年ぶりに制限のない講座開催となった。そのため、昨年度を上回る参加をいただき、自治会・地域からも44名の参加が見られたことはよかったと考える。	・インターネットによる人権問題や性の多様性、マイクロ・アグレッションなど、現代社会の課題に沿った内容に対してのリーダー講座のコースを引き続き設定していく必要がある。 ・充実した地区別懇談会とするために社会同和教育推進員及び協力員の「地区別懇談会研修コース」への積極的な参加案内とで受講を促進する必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第３期栗東市地域福祉計画	・地区別懇談会の取り組み ・人権啓発リーダー講座の開催
27	部落差別 (同和問題)	1-(1)-22	継続	啓発資料の作成：「輝く未来」「みんなの同推協」「ひびき」などの発行	○「輝く未来」は、人権・同和教育５カ年計画の内容や人権課題・学びについて市民への周知を図り、地区別懇談会や職場内研修における資料としても活用をはかる。 ○「人権啓発作品集ひびき」は年間１回の発行、「みんなの同推協」は年間２回発行し、人権・同和教育推進協議会の取り組みを周知する。	人権を学ぶ大切さや人権・同和問題を自分事としてとらえることで人権尊重の意識高揚を図る。 ◎目標値 ・住民意識調査（2025年）「『輝く未来』、『みんなの同推協』を読んでいますか」：それぞれ60％ ・住民意識調査（2025年）「教育・啓発事業は役立っていると思いますか」：「みんなの同推協(広報紙)」「輝く未来（資料編）」「輝く未来（教材編）」それぞれ20％	○「輝く未来(教材編)」地区別懇談会資料用**500部作成** **○「輝く未来（資料編）」** **　12月1日発行・全戸配布　29,600部作成** ○栗東市人権・同和教育推進協議会 ○「みんなの同推協No.73・No.74」 　No.73　9月発行全戸配布　29,600部作成 　No.74　3月発行全戸配布　29,600部作成 ・広報紙「みんなの同推協No.73」発行に向けて、より多くみていただける紙面構成について部会員が主体的に意見を出し合い、協議した。クイズコーナーを新たに設け、読者から17名の応募があった。	・「輝く未来（教材編）」地区別懇談会用資料を活用しての地区別懇談会を実施した自治会が２自治会（1／5時点）であり、「輝く未来」を活用すればどの自治会でもすぐに地区別懇談会を開催できる資料としたい。 ・「みんなの同推協」の内容構成を部会員と練り合い、栗東市の実態を踏まえた内容とすることで、より多くの市民に読んでもらえる内容にしていく必要がある。 ・文化祭のイベント等において、啓発資料を手渡しで配布するなど、手に取ったり見たりする機会を増やすことが啓発の視点として効果的だと考える。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
28	部落差別 (同和問題)	1-(1)-23	継続	人権啓発作品募集（市民対象）	○市民対象に人権について考える機会として、児童・生徒の部および一般の部で、詩・作文・ポスター・標語・マンガの５部門で募集する。	家庭・学校・地域・職場などあらゆる場で差別を許さず、人権尊重の風土を作る。 ◎目標値 ・応募作品数：200点（一般の部）	○一般の部：122点 11月1日～12月14日を募集期間とし、市内小中県立学校、市内に在住・在勤の方を対象として作品募集した。1月5日（小中学生の部）及び10日（一般の部）の審査会を実施し、3月2日の「人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい」にて**表彰した。**また、入選作品をさきらで**2週間展示した。**	・一般の部の募集が昨年度よりも少なかった。郵送で送ってくださる方も一定数おられ、高校生やコミセンからの応募も毎年継続している。 ・作品作りに取り組んでもらうことが啓発だと考えるので、委員が所属する各団体において取り組んでいけるように働きかける必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
29	部落差別 (同和問題)	1-(1)-24	継続	地域教育推進事業補助事業	○地域住民の親睦を図り、交流を深める事業（じんけん広場ふれあい文化祭）と差別事象の根絶を目指した研修（地区別懇談会、自治会および学区人権福祉部会との合同研修会）を推進する。	・各種の研修を通じて、委員会の参加者の人権意識の高揚を図る。 ・じんけん広場ふれあい文化祭では、さまざまな取組を通じて、同和問題の解決と人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・ふれあい文化祭参加者数：600人 ・住民意識調査（2025年）：「差別を共になくしたい」80%以上	○治田西人権教育推進委員会総会を開催 6月23日 ・ふれあい文化祭の実施に向けて計画立案 ○推進委員会・部会　3回開催 ○ふれあい文化祭 11月11日（土）12日（日）開催 （11日）講演会講師　谷口郁美氏 参加者　70名 （12日）発表・展示・模擬店・交流事業 参加者　約850名 ・3年ぶりに模擬店、交流事業（もちつき）を実施し、参加状況が不安視されたが、予想を上回る多くの参加者が見られた。啓発展示、啓発発表により、人権意識の高揚が図れた。	・ふれあい文化祭の前夜祭（講演会）は、子どもの人権をテーマに、有意義な研修であったが、地元参加者は昨年度よりやや増加したが、まだまだ少ないことが課題である。 ・模擬店にたくさんの方が来られ、混雑してしまった。混雑緩和のため、人権及び多文化共生の視点を踏まえたキッチンカーを導入し、店舗数を増やすといったことも検討する必要がある。 ・急な雨で予定とは違う動きとなり、やや混乱が見られた。事前に様々な状況を想定した打ち合わせが必要である。	3	**人権擁護課** 人権教育課(人権政策課)	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・地区別懇談会（人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会）の効果的な推進と内容の工夫 ・市民参画のつどい、研修会等の設定
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・地区別懇談会の推進 ・地区別懇談会への参加
30	部落差別 (同和問題)	1-(1)-25	継続	中学校区人権教育地域ネット協議会事業および学区運営委員会	○全体協議会の開催 学校・園・家庭・地域・行政の連携を図る上での地域課題や人権教育推進のあり方の協議、小学校区ごとの取り組みの交流など、中学校区における連携を図る。 ○合同研修会、部落差別問題学習交流会などの実施 保護者・地域住民とともに学ぶ場を設定し、人権意識の高揚を図る。 ○学区別運営委員会の実施 小学校区における課題を踏まえ、研修会の開催や各所属の情報交換など人権教育推進の連携を図る。	人権が尊重された学校・園、地域の実現を目指し、学校・園、家庭、地域社会が連携し、人権教育を推進する。 ◎目標値 ・３中学校区における合同研修会・交流会：各１回 ・小学校区における連携事業：各１回	○中学校区人権教育地域ネット協議会 ・中学校区合同研修会 栗東中学校区　講演会：10月4日 講師：北出新司さん（参加者：145名） 演題：「命をつなぐ-家族のはなし、しごとのはなし-」 葉山中学校区　講演会:11月2日 講師：坂田良久さん（参加者：150名） 演題：「ジブリで考える人権」 栗東西中学校区　講演会：10月27日 講師：武田緑さん（参加者：202名） 演題：「部落差別の今と、これからの人権教育」 ○小学校区別運営委員会事業　10～12月 ・各小学校区ごとに人権研修会を実施	・コロナ禍が終わり、入場制限せずに実施することができた。しかし、各研修会において、学校・園・家庭・地域・行政の連携のもとで啓発に取り組むことが必要であるが、地域や保護者の参加が少ない状況がみられる。一部オンデマンド型での配信を行ったが、研修内容等を工夫することで、ともに人権尊重に向けてのつながりを作っていきたい。	4	人権教育課(学校教育課・幼児課)	第３期栗東市地域福祉計画	・中学校区人権教育地域ネット協議会・学区運営委員会での研修会の実施
31	部落差別 (同和問題))	1-(1)-26	継続	人権図書の収集と貸出し	○人権関係図書は、分類された指定の書架に固定しておくのではなく､展示コーナーを工夫し、人権週間など適宜人権に関わる図書を展示する。 ○ひだまりの家「ゆめのくに」へ情報提供を行ない、読み聞かせ推進のための連携を実施します。	同和問題を中心にしながらさまざまな人権・同和問題を扱う図書を収集・貸出し､人権意識を高め、人権感覚を磨く。	・人権に関する図書の収集 ・ひだまりの家へ新刊情報を毎週提供 ・「発達障がいってなんだろう」 啓発図書展示（3/24～4/24） ・同和問題啓発強調月間展示（9/1～9/30） ・人権週間展示11/16～12/11 ・「発達障がいってなんだろう」 啓発図書展示3/31～4/7	担当課と連携して取組むことで効果的な展示が出来ている。但し、マンネリになると興味が薄れるので新しい発想を取り入れながら継続していく必要がある。	3	図書館	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用 ・ひだまりの家を拠点にした教育の充実および近隣地域との交流の促進
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・ひだまりの家での推進
32	部落差別 (同和問題)	1-(1)-27	継続	人権啓発スローガンの募集（企業対象）	○人権が尊重された働きやすい職場環境づくりをめざして、市内企業の従業員に募集を呼びかけている。	一定の定**着を**みせていることから、今後も継続して取り組み、人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・応募企業数：300社（平成29年度） ・応募作品数：300作品(平成29年度)	募集期間（7/1～9/30） ・応募企業数：26社 ・応募作品数：268人、373作品	事業所内の人権啓発活動を高揚させるとともに、参加企業数を増やす取り組みが**必要。**	3	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
33	部落差別 (同和問題)	1-(1)-28	継続	啓発広報紙の発行	○人権啓発広報紙の発行。 配付先：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業および市民。	９月、３月発行 ◎目標値 ・人権啓発広報紙の発行：９月10,000部、 ３月10,000部	９月発行、３月発行 ・人権啓発広報紙の発行：９月8,300部 ３月8,300部	**広報紙の内容について創意工夫を行うことで、継続して人権啓発に取り組む必要がある。**	3	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
34	部落差別 (同和問題)	1-(1)-29	新規	十里まちづくり事業の啓発	○十里まちづくり事業を広く啓発し、人権尊重のまちづくりのモデルケースとなるよう、現地研修の受け入れなどに努め、部落差別をはじめとする、あらゆる差別のない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	ひだまりの家に来館し、十里まちづくり事業への取組や地域の人達の思いや願いに触れ、人権意識向上を目的とした現地研修会の受入依頼には積極的に対応するとともに、研修依頼にあった研修内容を実施する。 ◎目標値 ・研修受入：市内全ての小学校９校	研修受入：小学校9校（延べ市内小学校9校、その他団体9団体）	十里まちづくり事業の取り組みやひだまりの家の今に至る地域の思いを小学生に伝えていくために、人権研修への参加により職員の能力向上を図るとともに地域とのつながりを深めていくことが必要である。	4	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・十里まちづくり事業の啓発
35	部落差別 (同和問題)	1-(1)-30	新規	多様な価値観を尊重する意識の醸成	○多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発を行う。	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消にむけて、多様な価値観が社会で認められる。 ◎目標値 ・人権啓発リーダー講座・じんけんセミナー・人権文化事業・市民のつどいの参加者：合計900人	・人権啓発リーダー講座（テーマ：部落差別問題、インターネットと人権、性の多様性）、じんけんセミナー（インターネットと人権）、人権文化事業（子どもの人権）、市民のつどい（部落差別問題） 参加者：合計1027人 ・市民のつどいについては、**市民の人権の学びの交流の場として実施した。**	テーマ設定や講師の選定については、より多くの方にご参加いただけるよう、社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、市民の人権啓発の担い手である関係団体とも協議・連携しながら、設定していく必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な価値観を尊重する意識の醸成
								・人権啓発リーダー講座について、部落差別問題をはじめ、外国籍の人の人権、性的マイノリティの人権、インターネットと人権等の多様なテーマ設定を行い、身近な社会に存在する人権課題に向き合うことで、人権のリーダー育成に努める。	5	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な価値観を尊重する意識の醸成
36	部落差別 (同和問題)	1-(2)-1	継続	人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会	○社会同和教育推進員が中止となり地域における人権課題の解決に向けて効果的な地区別懇談会を実施する。	市内全自治会で地区別懇談会を開催することにより、部落差別の撤廃と地域における人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・全自治会での実施 ・住民意識調査（2025年）「地区別懇談会に積極的に参加したい」：25％以上	○地区別懇談会 （全10回実施） ・社会同和教育推進員については105名の参加が得られ、実施に向けて意欲的な姿を多く目にすることができた。また、初めての推進員ということで人権啓発リーダー講座への参加につながった方が増えている。 ○地区別懇談会 **117自治会から開催報告をいただいた。専門コース：19、推奨コース：2、一般コース：86、研修会コース：6、体験コース：0、書面開催：4を選択し開催いただいた。** ・今年度は、これまでのコースのほかに、「研修会コース」を設定したため、「じんけんセミナー栗東」に参加する自治会があるなど、幅広い選択肢の中、充実した地区別懇談会が実施できている。	・今年度はさらに２コースを増設し、合計５つのコース設定を行い、地域が実情に応じて主体的に「学びを選ぶ」地区別懇談会の推進に取り組んでいただいている。来年度は地域の人権のリーダーとして社会同和教育推進員が中心となり、人権尊重のまちづくりにむけて、より多くの市民の参加を進めていきたい。 ・そのために、社会同和教育推進員のためのリーダー講座「地区別懇談会のために」特別コースを設定し、スキルアップを図りたい。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・地区別懇談会（人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会）の効果的な推進と内容の工夫
											2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	地区別懇談会の推進
37	部落差別 (同和問題)	1-(2)-2	継続	人間尊重と部落解放をめざす市民のつどい	○人権・同和問題は、私たち一人ひとりが自分に関わる問題であることを認識し、心の通い合った住みよいまちづくりを実現することを目的とする。	市民のつどいを通じて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。 ◎目標値 ・参加人数：300人 ・20代～40代の参加率：50％	○3月2日（土）の実施に向けて、主催人権４団体で協議し、実施内容等について検討していく。 ・第1回実施検討会議　8月7日（月） ・第2回実施検討会議　1月29日（月） ・「さきらに集まって、今年１年間の栗東市民の学びを確認し、差別のない明日への「一歩」をみんなでふみ出そう！」をテーマに、人権啓発作品の表彰、作文の朗読、中学生の人権学習の報告を軸として、地区別懇談会、企業での取り組み、リーダー講座での市民や大人・子どもの学びを確認する場として**実施した。** ・人権啓発作品展を計画し、市民の人権意識の高揚と人権尊重のまちづくりへの参画を進める。 ・講師：和太鼓　絆 講演：出会い　つながり　絆	・「栗東市民が1年間のそれぞれの人権についての学びを確認し合う場」を意識して、市民のつどいを運営していきたい。そのためにも、地区別懇談会やリーダー講座、各中学校区のネット研修会などにおいても「市民のつどい」を紹介し、参加を促していきたい。 ・子どもが参加しやすいように、講師や講演内容も検討する必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・市民参画のつどい、研修会等の設定

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
38	部落差別 (同和問題)	1-(2)-3	継続	人権・同和教育巡回講座	○各コミュニティセンターや小学校を会場に各地域振興協議会、人権教育地域ネット協議会などの協力を得て、市民を対象に巡回講座を開催する。	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決とあらゆる差別の解消に向けて、市民の人権に対する意識を高めるとともに主体的に取り組める人材の育成を図る。 ◎目標値 ・巡回講座の開催：各学区年１回	【治田西学区】 6月21日(水)　参加者153人 講師：手話ｼﾝｶﾞｰｿﾝｸﾞﾗｲﾀｰ yokkoさん ふれあい人権ｺﾝｻｰﾄ 【大宝東学区】 10月15日（日）参加者約150人 ふれあいﾌｪｽﾀ　保育園・小学校による読み聞かせ等 【治田学区】 10月28日(土)　参加者63人 講師：NPO法人「好きと生きる」理事 林ともこさんの講演 【大宝学区】 11月1日（水）　参加者31人 講師：谷藤久良さんの講演 11月19日（日）参加者約350人 講師：手話ｼﾝｶﾞｰｿﾝｸﾞﾗｲﾀｰ yokkoさん ｲﾙﾐﾈｰｼｮﾝ・ﾍﾞｯﾄﾎﾞﾄﾙﾂﾘｰ点灯＆ｺﾝｻｰﾄ **11月1日（水）～15日（水）** 「熊本県人権啓発Ｗｅｂ講座」をｵﾝﾗｲﾝ視聴する研修　**参加者20名** 【葉山東】 11月18日（土）参加者77人 講師：手話ｼﾝｶﾞｰｿﾝｸﾞﾗｲﾀｰ yokkoさん つながりｺﾝｻｰﾄ・講演ﾗｲﾌﾞ 【治田東学区】 11月19日（日）　参加者約300人 講師：手話ｼﾝｶﾞｰｿﾝｸﾞﾗｲﾀｰ yokkoさん コミセン治田東まつりｺﾝｻｰﾄ 【葉山】 11月21日（火）参加者66人 講師：落語家　露の新治さんの講演 【金勝】 12月7日（木）参加者59人 講師：NPO法人「好きと生きる」理事 林ともこさんの講演 【大宝西学区】 12月9日（土）　参加者50人 映画鑑賞と意見交流 保・幼・小学校の教職員や保護者、地域住民の幅広い年齢層の参加者が講演や手話を交えてのｺﾝｻｰﾄ、映画鑑賞により人権感覚を高めることができた。	講演やコンサートを通じて人権の大切さについて考えたことを、家庭・地域・学校で伝えていくことが重要であり、今後もより充実した研修会になるよう、継続して内容や開催時間等を検討し、多くの参加を呼びかける必要がある。	4	生涯学習課	第３期栗東市地域福祉計画	人権・同和教育巡回講座事業
39	部落差別 (同和問題)	1-(2)-4	継続	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会への参画事業	○人権文化の構築と差別撤廃・人権政策確立に向けて、滋賀県実行委員会をはじめ県内外の組織と連携と連帯を深め、「部落解放基本法（案）」に盛り込まれた「人権侵害救済法」の早期制定の実現をめざし、部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行員会の一員として、加盟団体とともに事業展開を推進する。	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会が主催する事業へ参画し、加盟団体との連携を深め、差別撤廃に向けて広域的に取り組む。 目標値 ・総会・連続講座・学習会など主催事業への参加 ・基本法ニュースの発行・配布 ・実行委員会が参加を呼びかける諸集会への参加	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員の加盟団体として、各種研修会・講座への参加、啓発紙発行（企画）に取り組んでいる。　・ 定期総会（5/20）：48名 ・幹事級研修会（8/18）：6名 ・交流研修会（10/18・19）：2名） ・基本法ﾆｭｰｽ発行：31,500部。 　各戸配布実施（市広報12月号に挟み込み） ・連続講座（2/5）：4名参加予定	部落差別の解消は、近隣市・関係団体において取り組むべき共通の課題であることからも、情報共有・交換を綿密に行い、広域的に効率・効果的な啓発や活動を展開して行く必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画 2021-2025栗東市人権・同和教育基本方針	・行政職員・教職員の責務と自覚 ・人権・同和問題研修の充実

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
40	部落差別 (同和問題)	1-(2)-5	継続	企業内同和問題研修会の開催	○部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない職場環境づくりをめざして、研修会を実施する。（方法：講演会・現地研修会、対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者）	◎目標値 ・研修会の開催：年６回	**５/１９「新任　事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」研修会 参加企業数：１０社　参加者数：１０人 ５/１９　企業内人権・同和問題「新規採用者」研修会 参加企業数：１３社　参加者数：３８人 ５/２３「人材確保のための求人ノウハウ習得セミナー」 参加企業数：６０社　参加者数：６１人 １１/１４　「人材確保のための働き方改革」 参加企業数：４４社　参加者数：４８人 １２/６　「働く人のメンタルヘルスケア」 参加企業数：１８社　参加者数：１８人 2/16「障がい者の働きやすい職場」 参加企業数：３３社　参加者数：３３人**	**多くの企業への参加を促すためにも、企業のニーズの把握を行い、研修内容を工夫していく必要がある。**	4	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・企業内における人権・同和教育の推進
41	部落差別 (同和問題)	1-(2)-6	継続	企業内同和問題啓発推進企業訪問	○「人権・同和問題に取り組むことが、いかに企業活動にとってプラスになるのか」に重点を置いて企業訪問を継続する。 （実施時期：７月・２月を重点に年間を通じて実施、対象：事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置企業）	◎目標値 ・企業訪問の実施：年２回 **→事務事業の見直しにより、令和５年度より変更　企業訪問の実施：年１回**	**訪問企業数：年１回　２３８社 ２月には、４１２社に対して人権啓発に関連するチラシを送付し、事業所内の人権啓発取り組みに関するアンケートを実施した。**	事務事業の見直しにより、推進班員及び事業所側の負担軽減と事業の効率化を図るため、**年２回（７月と２月）に行っていた訪問を令和５年度（下期）以降、７月のみの年１回とした。より効果的な啓発方法を検討していく。**	3	商工観光労政課	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・企業内における人権・同和教育の推進
42	部落差別 (同和問題)	1-(2)-7	継続	事前登録型本人通知制度	○事前登録型本人通知制度について、広報、窓口、地区別懇談会等、機会を通して市民への周知・啓発を実施する。 ○事前登録された対象者の証明書が発行された際、制度に基づき、本人通知を適正に実施する。	事前登録本人通知制度について市民へ周知を図り、登録者の増加につなげるとともに、制度の適正な執行により、住民票・戸籍などの不正請求や不正取得を抑止し、個人の人権侵害の防止を推進する。 ◎目標値 ・事前登録者：前年度比増	**R4年度末　有効登録者数　699人 R4年度登録者　56人 R５年度登録者　83人（死亡による消除3人） R5年度末　有効登録者数　779人（11.4％増） 本人通知数　63件**	引き続き、あらゆる機会を通して周知・啓発を実施し、制度に基づき適正に実施していく。	4	総合窓口課		
43	部落差別 (同和問題)	1-(3)-1	継続	ひだまりの家（相談事業）	地域の実情に応じ、生活上の相談、部落差別をはじめとする人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業 ○各種相談（就労・生活・教育・健康など）への迅速かつ的確な対応と個人情報保護の徹底 ○各分野における訪宅活動とケース会議による情報共有 ○関係機関との協働連携（支援方策検討会議や連絡調整会議の開催） ○職員資質の向上と迅速な情報提供	地域住民の生活支援と自立促進に向けて、地域と信頼関係を結び、自立支援に向けた身近な相談窓口をめざします。このため、専門的能力の向上のため相談業務のスキルアップにつながる研修会に参加する。 ◎目標値 ・隣保事業士資格認定講習の受講：１名 ・相談業務研修への職員派遣：５回	・隣保事業士資格認定講習の受講：1名 （ひだまりの家の資格保有者３名） ・相談業務研修への職員派遣 相談担当者実践研修参加回数：**6回**	ひだまりの家での生活・就労等各種相談業務における対応や各種関係機関への調整等を通じながら問題解決につなげていくために、人権研修をはじめとした各種研修会への参加を通して職員の能力向上を図ることで、地域との信頼関係を構築していく。	4	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数　1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた　4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
44	部落差別 (同和問題)	1-(3)-2	継続	ひだまりの家（福祉事業）	地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業 ○隣保館デイサービス事業 　日常訓練、レクリエーションなどを行うことで自立助長と生きがいを高め、健康維持と介護予防を図る （地域内利用・市内全域利用の促進） ○利用者交流と人権啓発 ○老人福祉センター機能の利用促進 ○生きがいと健康づくりを通じて利用者相互の交流と地域交流の促進など	居場所づくりから、生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題を解決する取組を実施するにあたり、隣保館デイサービス事業をきっかけに、ひだまりの家の利用促進を図る。 ◎目標値 ・隣保館デイサービス延べ利用者数：5,000人	・隣保館デイサービス利用者数：延べ利用者**2,364人**（うち地域利用者数**527人**）	デイサービスは、令和5年度から木曜日は地域の高齢者を対象に毎週1回の開催となり、他の曜日と合せ、高齢者同士の交流を通じて人とのつながりが深まっており、登録者・参加者が増えることで、さらなる健康維持や介護予防につなげていくことが必要である。	3	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・隣保館デイサービスの推進
45	部落差別 (同和問題)	1-(3)-3	継続	ひだまりの家（教育事業）	地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育を行う事業 ○就学前および小中学生への教育事業の展開と保護者への啓発 ○解放学習および進路学習を柱とする自主活動学級の推進 ○地域の保護者及び青年層の自立に向けたそれぞれの組織の育成	子どもたちが自己を実現する力をつけることをめざして、学校・園・ひだまりの家・関係課が連携し、自主活動学級を通じて、差別をなくし自立して生きる人間を、保護者とともに育成する。 ◎目標値 ・就学前自主活動学級開催数：10回 ・小学生自主活動学級開催数：45回 ・中学生自主活動学級開催数：45回	・就学前自主活動学級開催数：　**８回** ・小学生自主活動学級開催数：**４６回** ・中学生自主活動学級開催数：**５１回**	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことにより、活動制限がなくなり、自主活動学級や解放合宿が通常どおり行われたが、多くの子どもたちや保護者に参加を促すために聞き取りやアンケート等により参加者の意向を把握し、見直しをしながら事業の継続を図っていく。	4	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援
46	部落差別 (同和問題)	1-(3)-4	継続	ひだまりの家（地域交流事業）	地域の実情に応じ、教養・文化活動を通して地域住民等の交流を図る事業 ○各種講座の実施と自主活動サークルの育成 ○実行委員会形式による「大宝西ふれあい解放文化祭」の開催 ○施設利用の促進（図書コーナー「ゆめのくに」の利用促進、コミュニティホールの利用開放）	人と人、人と地域が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる、人権を尊重し合うコミュニティづくりをめざす。そのため、ひだまりの家を子どもから高齢者まで様々な人達が気楽に集える「居場所」をめざす。 ◎目標値 ・図書コーナー「ゆめのくに」の図書貸し出し数：10,000冊 ・各種講座の実施講座開催数：120回	・図書コーナー「ゆめのくに」の図書貸し出し数：**１１，７５２冊** ・各種講座の実施講座開催数：**９８回**	地域住民を始め、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象にひだまりの家に来館していただくことで、住民同士の交流を通じて繋がりを深め、「住民交流の拠点」となるための役割を果たすべく、各種事業を通じて、部落差別問題をはじめとした人権問題への意識向上を図っていく。	4	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援 ・広域での住民交流活動の促進
47	部落差別 (同和問題)	1-(3)-5	新規	ひだまりの家（人権啓発事業）	地域住民等に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業 ○人権意識向上を目的とした現地研修の受け入れ ○広報誌配布や館内掲示をとおして、部落差別をはじめあらゆる差別をなくすための人権啓発 ○「大宝西ふれあい解放文化祭」による市民啓発 ○各種団体における人権啓発活動（研修）への支援	来館者をはじめ、各種の事業等を通して多くの人に啓発することで、差別意識の解消及び人権尊重の意識向上を図る。特に、大宝西ふれあい解放文化祭は、市民と行政、教育及び関係機関の連携のもと、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権意識の高揚をはかるとともに、市全域への啓発をめざす。 ◎目標値 ・ひだまりの家来館者数：40,000人	・ひだまりの家来館者数：**31,594人**	地域の団体や住民、関係機関と協力して実行委員会を組織し、大宝西ふれあい解放文化祭を開催した。新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことで、人数制限がなくなり、通常開催をすることができたが、今までコロナ禍で開催が縮小されたことによる影響で、関係機関との連携不足の面が見受けられた。今後それらを克服していくとともに参加者への聞き取りやアンケート等により内容を見直し、人権啓発へとつなげていくことが必要である。	3	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援 ・広域での住民交流活動の促進
48	部落差別 (同和問題)	1-(3)-6	新規	ひだまりの家運営審議会の開催	ひだまりの家に関する重要事項を調査審議するための審議会を開催する。 ○ひだまりの家運営審議会 ・委員１０人以内をもって組織 ・年間２回開催 ・運営方針・事業計画・各事業の実施計画 　施設利用実績・事業結果を審議	ひだまりの家の運営方針や事業計画などセンターに関する重要事項を調査審議するための審議会を開催する ◎目標値 ・ひだまりの家運営審議会の開催：２回	ひだまりの家運営審議会の開催：**２回**	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症移行により、活動制限がなくなることで対面での開催となり、第1回目を7月13日（木）に開催した。審議会は、ひだまりの家に関する重要事項を調査審議する機関であり、運営方針や事業計画、実績と事業結果を報告している。委員からの様々な意見や提案を踏まえ、地域における活動の交流拠点として、地域支援につながる活動を行っていけるよう引き続き努めていきたい。	4	ひだまりの家	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援 ・広域での住民交流活動の促進

栗東市人権擁護計画実施計画　部落差別（同和問題）

■学校教育課、議会事務局、政策調整課、商工観光労政課、総合窓口課、人事課、図書館、農業委員会事務局、広報課、ひだまりの家、幼児課、自治振興課、人権教育課、人権政策課、生涯学習課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
49	部落差別 (同和問題)	1-(3)-7	継続	準隣保館会議	○関係校園・課で、地域の教育課題・対象児童生徒の支援・実態の把握と課題解決に向けて取り組む。 ○関係機関連携のもと、地域における課題を分析し、解決につなげる。	それぞれの立場から対象地域の幼児児童生徒保護者に必要な支援をする。 教育・就労に関わる地域課題を明らかにし、必要な支援・方策を実施する。 ◎目標値 ・準隣保館会議開催回数：年12回	**・12回開催** ・実際に学習・保育参観を行い、子どもたちの実態把握を行いながら、つけたい力などを明らかにするための視点を共通理解しながら支援の方策について検討することができた。	・関係校園・課が、地域の教育の課題を明らかにするための視点を十分に共通理解した上で、支援の方策を検討していくことが必要である。 ・つけたい力を子どもや地域の実態に合わせて毎年検討していく必要がある。	3	**人権擁護課** 人権教育課(人権政策課)	第３期栗東市地域福祉計画	・地区内コミュニティ醸成への支援 ・広域での住民交流活動の促進 ・施設の開放による地域交流の支援
50	部落差別 (同和問題)	1-(3)-8	継続	同和教育担当者会	○教育実態調査に基づき、関係校園・課で地域の就学前幼児・児童・生徒にかかわる支援や教育課題・実態の把握と課題解決に向けた取り組みを話し合う。	地域の子どもが自己実現を図るために、子どもと保護者の解放の力と進路意識を高める。 ◎目標値 ・同和教育担当者会の開催：年20回	・16回開催（1月11日現在） ・関係校園・課・ひだまりの家で地域の就学前幼児・児童・生徒およびその保護者の状況を連携し、課題解決及び各担当における役割分担について話し合いの場を持つことができた。また、自主活動学級や地域との連携等についても話し合うことができた。	・担当者会で話し合った内容を各校園が持ち帰り、校内で共有することが大切である。就学前幼児・児童・生徒に関わるすべての人が共通の認識を持ち、保護者と関わることが求められる。そのためにも、担当者同士の連携を深めていく必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第３期栗東市地域福祉計画	・教育実態調査の実施と調査結果にもとづく取組の強化
51	部落差別 (同和問題)	1-(4)-1	継続	えせ同和行為に関する情報提供事業	○えせ同和行為防止滋賀県民会議からの「えせ同和行為（疑い事例を含む）」に関する情報提供を、職員に周知し、正しい認識と適切な対応をされるよう啓発するとともに、関係機関と連携しながら排除に向けた取組みを推進する。	・えせ同和行為防止滋賀県民会議からの「えせ同和行為（疑い事例を含む）」に関する情報提供を職員に周知し、正しい認識と適切な対応をされるよう啓発するとともに、関係機関と連携しながら排除に向けた取組みを推進する。	・えせ同和行為防止滋賀県民会議からの「えせ同和行為（疑い事例を含む）」に関する情報提供は無かったが、びわこ南部地域実行委員会事務局を務める関係で会議に出席し、排除に向けた取組みを推進するため、関係団体との連携を図った。	商工観光労政課所管の企業訪問において「えせ同和行為」についての確認が行われているので、商工観光労政課と連携して、市内での「えせ同和行為」の発生状況等について把握していく必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
52	部落差別 (同和問題)	1-(4)-2	継続	就職困難者への就労支援	○栗東市就労支援計画」に定める「働く意欲がありながら就労が困難」な就職困難者に対し、適切な就労支援活動を行う。	「就労」は市民一人ひとりの経済的自立の重要な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどにも大きく関わることから、個別課題の整理と関係機関との更なる連携により就労支援に取り組む。 ◎目標値 情報交換会の開催：年１２回	相談者数　**９９**人 就労者数　**３５**人 **情報交換会（就労相談連絡会議　年９回開催、就労支援事業推進会議　年２回開催）**	就職困難者の**就労阻害**要因の多様化に伴い、就労相**談が**複雑化・長期化するケースが増加している。専門人材の育成と資質向上が一層求められる。 令和６年度から重層的支援体制**が**構築されること**により、関係機関との更なる連携が必要。**	3	商工観光労政課	第四次栗東市就労支援計画	
53	部落差別 (同和問題)	1-(5)-1	新規	住民意識調査・教育実態調査	○5年ごとに市内の満20歳以上の住民3,000人を対象に無作為抽出し、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題についての調査を行う。 ○5年ごとに被差別地域における学力・生活等の実態や教育に関する住民の意識（考え・願い等）を把握するための調査を行う。	・人権・同和問題に関する住民意識の現状を把握し、市が実施してきた人権啓発活動の効果と課題を明らかにし、今後の人権・同和問題への取り組みに活用していくための基礎資料となり、調査結果を踏まえ、輝く未来計画及び人権擁護計画策定を行う。 次回調査：2025(令和7)年実施 ・住民の意識（考え・願い等）を把握し、前回調査結果との比較により、教育に関する課題等を明らかにし今後の教育活動、啓発活動の施策を推進するための資料とする。 次回調査：2024（令和6）年実施	・第1回関係者会議　6月22日 ・第2回関係者会議　11月21日 ・第3回関係者会議　1月16日 ・第４回関係者会議　2月(予定) ・2024年度実施の教育実態調査に向けて、第1回関係者会議では、関西大学社会学部内田教授による話題提供のもと、5年間の関係各校園課の取り組みを振り返り、成果と課題を共通理解した。 ・調査方法を検討するにあたり、内田教授による十里地区関係者の聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえて調査用法及び質問項目を検討を進めている。 ・第2回関係者会議では。調査方法の案を提示し、重点項目及び調査項目設定の方向性について検討した。 ・第３回関係者会議では、実際に質問項目についての検討を行った。	・2024年度に教育実態調査を実施するにあたり、出てきた結果をもとにより具体的なアクションプランを策定する必要がある。 ・差別認識、保護者のつながり、地域コミュニティづくりを重点項目として、説明会では伝えていく必要がある。 ・具体的な実施方法を2023年度中に作成し、2024年度のスタートがすぐに切れる体制を整える必要がある。	5	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第３期栗東市教育振興基本計画	・住民啓発の充実

栗東市人権擁護計画実施計画　女性

■自治振興課、人権教育課、人権政策課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
54	女性	2-(1)-1	継続	男女共同参画社会推進事業（各種審議会などへの女性(委員)の参画）	○各種審議会や委員会などへの女性の参画促進についての働きかけなど啓発を行う。 ○女性活動団体への支援を行う。	市内の各種審議会や委員会の女性参画を促進するため啓発を行う。 ◎目標値 ・審議会等における女性委員の割合（令和６年）：40.0%（女性委員数/全委員数） ・市職員への掲示板による働きかけ：年１回更新	○附属機関等の女性委員の割合 **36.3%** ○12/8に庁内掲示板で職員あて啓発を実施。	意思決定の場への女性の参画者数を増やすための働きかけを継続して行う。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・各種審議会や委員会等への女性の参画推進 ・事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援
55	女性	2-(1)-2	継続	「栗東市ひとが輝くパートナープラン」の推進	○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会を開催し、「栗東市ひとが輝くパートナープラン」に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。	男女共同参画社会づくり推進協議会を開催する。 ◎目標値 ・栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会の開催：年2回	○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会開催（年2回） 第1回開催（8/1） 第2回開催（**2/15**）	取組に対する各委員からの意見や評価を反映させながら、継続して取り組む必要がある。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	
56	女性	2-(1)-3	継続	男女共同参画社会推進事業 （固定的性別役割分担意識）	○男女共同参画社会の実現に向けた課題について、きらめきRitto実行委員会、市内の女性団体や地振協、各種団体との連携、協働により啓発やセミナーの開催を行う。	きらめきRitto実行委員会を開催し、啓発やセミナーの開催を行う。 ◎目標値 ・市民アンケート（令和６年）「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合」：70.0% ・きらめきRitto実行委員会中心のセミナー開催：年１回 ・市民への啓発週間の周知 　：年１回「男女共同参画週間（６月）」	○「男女共同参画週間啓発（6/23-6/29）」（広報6月号本文、HP、電光掲示板） ○家事シェアセミナーをきらめきRitto実行委員会主催で開催（10/17）	男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢を意識した情報提供を継続する必要がある。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進
57	女性	2-(1)-4	継続	男女共同参画社会推進事業	○県や市の商工労政部署等と連携し、市民・事業所を対象にワーク・ライフバランスの大切さについて啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスの大切さについて啓発を行う ◎目標値 ・市内事業所への啓発：年２回 ・市民への強化月間の周知：年１回「（仕事と生活の調和推進月間(11月)」	○男女共同参画啓発チラシ「男女共同参画の視点で考えてみませんか」を市内事業所へ配布（7月） ○**「あなたの職場でハラスメントありませんか」**を市内事業所へ配布（**２月**） ○「仕事と生活の調和推進月間(11月)」啓発(HP、FB、電光掲示板) ○情報誌・リーフレット等を設置 ○男女共同参画にかかる職員研修 「ワークライフバランスの処方箋」 1月11・12日（**90名**）	仕事と生活のバランスがとれ、多様な働き方ができるよう取組を継続していく。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・ワーク・ライフ・バランスについての理解促進

栗東市人権擁護計画実施計画　女性

■自治振興課、人権教育課、人権政策課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
58	女性	2-(1)-5	新規	男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図る。	広報紙やホームページ等の記事の掲載、その他啓発資料の作成の際に、性別による根拠のない思い込みや決めつけにつながる不適切な表現等の点検を徹底することで、適切な表現の使用促進につなげる。 ◎目標値 ・年12回以上（毎月）確認	広報紙やホームページ等の記事の掲載時に表現等についてチェックし、適切な表現での情報提供に努めた。	無意識の思い込みや決めつけ、偏った表現がないかどうか、引き続き確認を行いながら、中立性・公平性を確保した表現に努める。	4	広報課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信
						アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検し、適切な表現の使用を促進する。 **◎目標値** **・表現チェックシートの周知：年１回更新**	○６月号広報にて「無くそう思い込み、守ろう個性　みんなでつくる、みんなの未来」としてアンコンシャス・バイアスについて掲載。 ○６月に男女共同参画の視点から考える表現チェックシートを職員に配布	周知啓発を継続していく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信
					○行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図る。	アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検し、適切な表現の使用を促進する。 ◎目標値 ・事業所あてに啓発チラシを配布：年１回	・7月企業訪問で男女共同参画啓発チラシ「男女共同参画の視点で考えてみませんか？」（アンコンシャスバイアスについて啓発）を市内事業所に配布	今年度は職員研修としてワークライフバランスについて学んでいただいた。引き続きアンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する職員研修を実施する必要がある。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信
						経験年数や本人のスキルに応じて階層別に開催し、職員としての人権・同和問題に対する認識を深め、資質および実践力の向上を養う。 ◎目標値 ・各階層別研修の実施：年１回	2/27実施予定の応用研修③においてLGBTQについての研修を実施する**（参加者：95名）**。	行政職員として周知・啓発する立場であることから、経験年数やスキルに応じた研修を継続して実施していく必要がある。	3	人事課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に基づく市の情報発信

栗東市人権擁護計画実施計画　女性

■自治振興課、人権教育課、人権政策課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
59	女性	2-(2)-1	新規	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や広報による啓発に取り組む。	ライフステージに応じた男女共同参画に関する情報提供等を行う。 ◎目標値 ・女性活躍支援に関するセミナーを開催 ：年２回	○女性活躍支援事業実施 ・女性活躍セミナー（10/6開催） テーマ：教育資金セミナー ・女性活躍セミナー**（2/19開催）** テーマ：ママも子どももイライラしない 親子でできるアンガーマネージメント	情報提供やセミナーの実施を継続していく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進
					○市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進する。 ○地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚を図る。	講演会事業（じんけんセミナー・人権文化事業）の開催や啓発紙発行により、男女共同参画やさまざまな人権問題に関する学びの場を提供する。 （啓発紙については、年1回発行を行う。）	誰もが参加しやすい事業となるよう、下記事業を実施し、学習機会の提供を行った。 ○人権セミナー栗東(8/24）参加者：245名 講師：スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかかわり合い～突然、僕は殺人犯にされた～ ○人権文化事業(12/6）参加者：141名 講師：JERRYBEANS 演題：元不登校バンドJERRYBEANSがおくる心の講演ライブ 外国人の人権をテーマに啓発紙の発行。市広報折込みにより各戸配布等実施（31,500部）	講演会・啓発紙のテーマ設定については社会情勢・市民の意識などを考慮したうえで、設定していく必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進
						日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数：10人/回	・地区別懇談会では、「家庭の中での人権」という視点から、日常の家庭内での思い込みや決めつけによる問題から人権を尊重することの大切さを学ぶ自治会が見られた。 ・人権啓発リーダー講座では、アンコンシャスバイアスやマイクロアグレッションについて学ぶ機会を設定し、日常の何気ないところに人権課題が隠されていること、差別は見ようとしなければ見えないことについて学ぶことができた。	人権尊重のまちづくりに向けて、まだまだ偏見や決めつけが残る社会において、性についての固定概念、社会進出を阻む構造、性的指向による差別やDVなどの暴力による支配があることについて、啓発と教育を進めていく。市民が豊かに学ぶ機会を保障するため、様々な機会を捉えて学びが選べる場を設定するとともに周知を図る。	3	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進 ・地域における意識づくりの充実
					○各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催する。	男女が、共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施する(はつらつ教養大学、子育ち講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等)。	男女が共に気軽に参加できる講座を開催し、交流を深められた。 ・はつらつ教養大学：45回（５月.７月.９月.11月.2月） ・子育ち講座：19回（6月.7月.8月.10月.12月） ・まちづくり講座：8回（6月.7月.8月.9月.10月.12月） ・平和学習：9回（８月.９月.10月） ・環境講座：5回（４月.６月.７月.10月） ・知って得する講座：2回（６月.10月）	参加者の固定化がみられ、新たな参加者の発掘が必要です。	4	生涯学習課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進 ・地域における男女共同参画の視点を持った子どもの育成
60	女性	2-(2)-2	新規	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。	男女共同参画が男性の自己実現にもつながるものであるとの理解が深まるよう、啓発や学習の機会を提供する。 ◎目標値 ・市内事業所への啓発：年２回 ・市民への強化月間の周知：年１回「（仕事と生活の調和推進月間(11月)」	**○男女共同参画啓発チラシ「男女共同参画の視点で考えてみませんか」を市内事業所へ配布（7月）** **○「あなたの職場でハラスメントありませんか」を市内事業所へ配布（２月）** ○「仕事と生活の調和推進月間(11月)」啓発(HP、FB、電光掲示板) ○情報誌・リーフレット等を設置	意識の醸成に向け、市内事業所やさまざまな学習機会を通じて周知啓発を継続していく。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発
						ホール会場での講演会開催にあたっては、誰もが参加しやすいように、託児サービスを設ける工夫を行う。	じんけんセミナー栗東（8/24開催）、人権文化事業（12/6開催）については、託児サービスを設けて実施。開催チラシ等へ掲載して誰もが参加しやすいように事業の広報を行った。	これまで講演会に参加されたことのない方など、より多くの方にご参加いただけるよう事業の周知に努めていく必要がある。託児サービスについては、これからも継続していく必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発

栗東市人権擁護計画実施計画　女性

■自治振興課、人権教育課、人権政策課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
60	女性	2-(2)-2	新規	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行う。 ○事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行う。	男女共同参画がすべての人にとって価値のあるものであることを実感する。地区別懇談会、講演会等、学ぶ機会について誰もが参加しやすい開催とする。 ◎目標値 ・地区別懇談会参加者数および主催3講演会参加者：合計2,500人	・今年度の地区別懇談会では、「女性の人権」ならびに「性の多様性」について、実施**117自治会中42自治会で取り上げられている。** ・人権啓発リーダー講座において性の多様性をテーマとした講座については、72名の参加があった。【人権啓発リーダー講座…全12回開催、参加者666名　※特別コース[じんけんセミナー栗東]を含む】 **地区別懇談会参加者数及び主催3講演会参加者合計2,163名**	性の多様性をテーマとした講座を企画し、部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題について学習する中で、自らの当たり前を問い直し、多様な生き方についての学習機会の提供を行っていく。今後も、地区別懇談会のテーマの一つとして、女性の人権や性の多様性について学ぶ機会を保障し、市民意識の高揚に努める。	4	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発
						男女が共に地域活動に参加できるようコミュニティセンターにおいて、社会教育事業を実施する（はつらつ教養大学、子育ち講座、まちづくり講座、平和学習、環境講座、知って得する講座等）。事業の実施については誰もが参加しやすい日時等の工夫を行う。	男女が共に気軽に参加できる講座を開催し、交流を深められた。 ・はつらつ教養大学：45回（５月.７月.９月.11月.2月） ・子育ち講座：19回（6月.7月.8月.10月.12月） ・まちづくり講座：8回（6月.7月.8月.9月.10月.12月） ・平和学習：9回（８月.９月.10月） ・環境講座：5回（４月.６月.７月.10月） ・知って得する講座：2回（６月.10月）	参加者の固定化がみられることから、ニーズの把握を行い、地域団体や関係機関と連携し啓発する必要がある。	4	生涯学習課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・男性にとっての男女共同参画の意義の啓発
61	女性	2-(2)-3	新規	家族の在宅介護の負担の軽減	○「栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、相談内容に応じて医療や介護などの専門職につなぎ、本人や家族の支援を行います。また、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発を実施する。 ○周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫を行う。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、介護の負担軽減を図る。	窓口や圏域包括支援センターにおいて的確に相談に応じ、必要な支援につなげられるよう情報共有を図る。	随時相談を受け、個別に応じた支援を図っている。	引き続き、相談窓口の周知を図り、必要な支援につなげられるように努めます。	4	長寿福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・家族の在宅介護の負担の軽減
						福祉サービスの利用については、広報等の情報媒体への掲載のほか出前講座や相談支援機関を通じた情報発信に努める。また、相談内容に応じて専門機関につなぐ等、他機関とも連携しながら支援にあたり介護者の負担軽減を図る。	・相談支援件数：**8,518**件	福祉サービスの利用について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を計画相談支援事業所や委託相談支援事業所と連携を常にしていくことが必要。	4	障がい福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・家族の在宅介護の負担の軽減
						部担当者と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、随時、介護に関する様々な制度や情報をわかりやすく提供する。	担当部署から依頼があった記事を掲載する際には、わかりやすい表現となるよう、記載方法等について協議・検討を行い、情報提供した。	必要な人に必要な情報が届くよう、様々な媒体を活用しながら、引き続きわかりやすい情報発信に努める。	4	広報課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・家族の在宅介護の負担の軽減
62	女性	2-(2)-4	新規	（固定的な性別役割分担意識から生じる）困難を抱える人々に対する相談の充実	○固定的な性別役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぐ。	母子健康手帳交付時や、乳幼児健康診査時に、保健師、助産師による面談を実施し、切れ目のない相談支援を実施する。 ・母子健康手帳交付者数：約900人 ・乳幼児健康診査受診者数：約4000人（4か月、10か月、1歳6か月児2歳6か月児、3歳6か月児健康診査）	母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時に、保健師、助産師による全数面談を行い、切れ目のない相談支援を実施し、必要に応じ関係機関と連携を図った。 ・母子健康手帳交付者数　：**829件** ・乳幼児健康診査受診者数：**3,481人**	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施していくとともに、必要に応じて医療機関や、**福祉**、児童福祉関係部署、母子父子自立支援、生活支援相談室担当等と連携を図る。	4	こども家庭センター	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
						女性相談員により、相談者に寄り添った対応を行う。（相談全件への対応）	**女性相談員による相談窓口を設置し、必要な情報の提供や、関係機関との連携・協力体制の構築に努め、円滑な支援に取り組みました。**	**相談内容が多様化かつ複合的なものが増えてきたことから、関係機関につなぐ等状況に応じた対応が必要です。**	3	子育て支援課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
						窓口や圏域包括支援センターにおいて的確に相談に応じていく支援につなげられるよう努めていく。	細やかな配慮による相談に応じれるよう、関係機関と随時情報共有を図っている。	引き続き、相談窓口の周知を図り、必要な支援につなげられるように努めます。	4	長寿福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実

栗東市人権擁護計画実施計画　女性

■自治振興課、人権教育課、人権政策課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
						家族介護や生活に困難を抱える方からの相談を受け、必要な情報の提供に努める。	・相談支援件数：**8,518**件	福祉サービスの利用について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を計画相談支援事業所や委託相談支援事業所と連携を常にしていくことが必要。	4	障がい福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
						相談内容に応じた各種福祉制度等の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行う。	相談者に寄り添いながら相談に応じ、課題解決に向けた支援を行った。 ・生活困窮者自立支援相談件数： 女性の割合63％（38人）（12月末現在） 女性の割合60％（48人）3月末見込	引き続き事業目標に沿って、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向けて丁寧な相談支援を行う。	4	社会福祉課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・困難を抱える人々に対する相談の充実
63	女性	2-(2)-5	新規	男女共同参画の視点による防災体制の整備	○「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を推進する。 ○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性等の参画の拡大を図り、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災体制を推進する。 ○避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方や障がい者・高齢者に配慮した整備を推進する。 ○自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進める。 ○多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行う。	多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策を講じ、災害対策本部等現場への女性等参画の拡大を図り多様な視点を取り入れる。 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、様々な状況に応じられるよう整備する。 自主防災組織等各種団体への女性の参画を促進するよう施策を講じる。 ◎目標値 ・災害対策本部・各支部の男女比率の均等化 ・避難所について、福祉避難所の確保 ・女性分団、地域の多様な自主防災組織の結成の啓発促進 ・防災行政無線、メール・FAX配信、個別受信機の対応	・災害対策本部・各支部：92人（男性54人、女性38人（割合59対41）） ・福祉避難所：3か所 ・警報時や台風情報等、防災行政無線での音声配信、防災メール・FAXによる配信配信	多様な性のあり方に配慮し、防災・減災対策において社会のニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、また、社会情勢の変化に機敏に反応できるよう、情報収集の徹底し、情報発信方法の適時見直し、設備・施設等の整備を行う必要がある。	3	危機管理課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・防災対策における男女共同参画の推進 ・多様な性のあり方等に配慮した避難所の整備 ・多様性に応じた防災体制の推進
64	女性	2-(3)-1	継続	仕事と生活の調和の推進	○ワークライフバランスを題材とした研修会の開催や企業訪問時にリーフレットを配布するなど、働き方改革につながる啓発を行う。	◎目標値 ・企業訪問時にリーフレット等を配布：年２回	・情報提供企業数：**435**社（7月） ・情報提供企業数：**412**社（2月）	事業所に対して、継続した情報提供と啓発が必要です。	**3**	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ
65	女性	2-(3)-2	継続	事業者等における男女共同参画の気運の醸成	○職場においての男女格差の解消を目指し、企業の人権啓発担当者等に対して、企業訪問や研修会などを通じて、情報提供や学習機会の場の提供を行う。	事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の気運の醸成を図る。 ◎目標値 企業訪問時のリーフレット等の配布：年２回	男女共同参画の取り組みに関する資料を送付 ・情報提供企業数：**435**社（7月） ・情報提供企業数：**412**社（2月）	事業所に対して、継続した啓発が必要です。	**3**	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・あらゆる職域における男女共同参画の推進 ・事業者等における男女共同参画の気運の醸成
						企業訪問時等に情報提供や啓発を行う。 **◎目標値** **・市内事業所への啓発：年２回** **・市民への強化月間の周知：年１回「（仕事と生活の調和推進月間(11月)」**	**○男女共同参画啓発チラシ「男女共同参画の視点で考えてみませんか」を市内事業所へ配布（7月）** **○「あなたの職場でハラスメントありませんか」を市内事業所へ配布（２月）** ○「仕事と生活の調和推進月間(11月)」啓発(HP、FB、電光掲示板) ○情報誌・リーフレット等を設置	事業所に対して、継続した啓発が必要です。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・あらゆる職域における男女共同参画の推進
66	女性	2-(3)-3	新規	職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図る。	事業所に対し啓発パンフレットの配布などを行い、職場における妊娠・出産・子育てへの理解促進を図る。 ◎目標値 企業訪問時のリーフレット等の配布：年２回	**子育て支援に関する資料を送付** ・情報提供企業数：**435**社（7月）	事業所に対して、継続した啓発が必要です。	3	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進

栗東市人権擁護計画実施計画　女性

■自治振興課、人権教育課、人権政策課、危機管理課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉課、商工観光労政課、障がい福祉課、生涯学習課、人事課、長寿福祉課、広報課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
67	女性	2-(4)-1	継続	ＤＶ防止対策の推進	○ホームページなど様々な媒体を通じた周知・啓発に取り組む	DV相談窓口の周知を図る ◎目標値 ・市民アンケート（令和6年）「DVを経験したことがある人の割合」：5.2%より減少 ・市民へのDV相談窓口の周知：年１回更新 ・市民への強化週間の周知：年１回「女性に対する暴力をなくす運動（11月）」	○「DV相談+（プラス）」をホームページにより、相談窓口の案内を啓発（通年） ○「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」啓発（ホームページ・フェイスブック・電光掲示板・街頭啓発11/22）	DV防止や性犯罪・性暴力をなくす運動について継続して周知啓発を行っていく。	4	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・ＤＶ防止策の推進
						窓口やホームページ等による、DV防止対策の啓発を通年行う。	**ＤＶ相談など各種相談窓口の記載した啓発チラシを配置し、DV防止に向けた取り組みを行いました。**	**DV被害に遭った場合の相談窓口を市民に広く知ってもらうことが必要です。**	3	子育て支援課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・ＤＶ防止策の推進
68	女性	2-(4)-2	継続	母子生活支援施設入所措置事業	○窓口カウンターに、ＤＶ相談機関の案内カード等を配置し相談機関の周知を図る。 ○ＤＶ相談により、相談者の安全確保や避難等の助言・支援を行う。保護が必要になった母子家庭等の母と子を施設入所措置し心身及び生活基盤を安定させるための相談・助言を進めながら、自立に向けた支援を行う。	女性相談員を配置し、ＤＶ被害者に対してＤＶ相談を行う。ＤＶなどにより、施設入所措置が必要になった母子に対して、保護と自立に向けた支援を実施する。 ◎目標値 ・施設入所措置を要する全ての母子に対応	**多様化かつ複合的なものとなってきているＤＶ相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、ＤＶ被害者の保護・避難を支援しました。** 施設措置件数　3件（内1件は**前年度より**継続） 施設保護を必要と認めた件数　2件 ＤＶ相談支援件数　延べ**106**件	**女性相談員を配置し、離婚問題やDV被害等、男女間の相談に対応し、DVの早期発見に努めるとともに一時保護が必要な場合は、関係機関と連携し入所を支援することが必要です。**	4	子育て支援課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・DV被害者への支援
69	女性	2-(4)-3	継続	セクハラ防止対策の推進	○ホームページやチラシ等、様々な媒体を通じた周知・啓発に取り組む	職場内でのセクハラ防止の周知を図る。 ◎目標値 ・市民アンケート（令和6年）「セクハラを経験したことのある人の割合」：5.7%より減少 ・市民へのセクハラ防止の周知を図る：年１回「職場のハラスメント撲滅月間（１２月）」	○ホームページにより、ハラスメントについて啓発（通年） ○市内事業所へハラスメントに関するチラシを配布（２月予定） ○「若年層の性暴力予防月間（4月）」ホームページ、フェイスブックにより啓発	職場内でのセクハラ防止の周知徹底を行い、継続して実施することが必要である。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進
						関係機関等のハラスメント防止啓発チラシの提供により、啓発を行う。	社内における人権啓発に関する資料を配布 ・情報提供企業数：412社（2月）	事業所に対して、継続した啓発が必要です。	3	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進
70	女性	2-(4)-4	継続	ＤＶやセクハラ防止対策の推進	○庁舎内で関係機関等のセクハラ防止啓発チラシの設置やポスターの掲示により啓発を行うとともに、就労相談において、ＤＶやセクハラ等に関する情報があった際には、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	DV等に関する情報があった際には、関係各課や関係機関に速やかに連絡し、専門機関へつなげる。	実績なし。	必要に応じて、関係機関と連携し、適切な支援を行えるよう連携を行います。	3	商工観光労政課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進
71	女性	2-(4)-5	新規	暴力防止による人権擁護の推進	○人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるジェンダーに基づく暴力の相談機会を充実します。	DV相談に限らず、人権いろいろ相談の相談者には、問題解消に向けて、適切な関係機関や専門機関につなげる。また、国や県の人権相談窓口の周知を図る。 人権いろいろ相談の実施：年10回開催	・人権いろいろ相談（4月と1月を除く5月～3月）の10回実施：**15件（4名）** ・人権いろいろ相談の自治会ポスター掲示依頼（4月・8月） ・法務局の相談窓口について、ポスターの掲示等を行い、「女性の人権ホットライン強化週間」の期間には、これらに加え、市広報、ホームページへの掲載（法務省等の相談窓口リンク）、人権擁護委員の協力により街頭啓発を行い、相談窓口の周知に努めた。	ＤＶなどに関する相談はこれまで寄せられなかったが、寄せられた際には適切に関係機関、専門機関につなげていく必要がある。周知・広報活動は継続して行っていく。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・暴力防止による人権擁護の推進

栗東市人権擁護計画実施計画　子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権政策課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
72	子ども	3-(1)-1	継続	要保護児童支援事業	○各関係機関が連携し、情報の共有化を図ることで、それぞれの機関が同一の認識のもとで責任を持って支援を行う。子育ての不安やストレス、親子関係などの諸問題に対し、保護者が安心感をもてる環境を提供しながら、専門職による対応・支援などの児童家庭相談を行う。	○子ども虐待の予防および早期発見 ○県と連携し虐待を受けた子どもの保護および自立支援を行う。 ○子育て家庭の相談に応じたり、虐待を受けた子どもが家庭で生活できるよう、必要かつ適切な指導、支援を行うために、関係機関との連携につとめる。	○子どもの状況確認や通告で安全確認が必要な際は、速やかに行った。状況に応じて、県の子ども家庭相談センターや警察と連携し児童の保護に努めた。 ○月一回実務者会議を行い、要保護児童等に対する情報共有や連携体制の強化を**図り、**さらなる連携強化を**図れるよう、**会議の持ち方を参加者主体**へ改善した。また**、要保護児童等の支援のため、関係機関が連携、役割分担しながら必要に応じケース会議を**開催し、検討を行った。** ○児童虐待の早期発見・早期対応のため、転入家庭を中心に未就園や福祉サービスを利用していない在宅児がいる家庭への訪問を実施した。 実務者会議の開催回数　12回 相談件数（実数）　**938件**	児童虐待への対応については、関係機関が連携を強化する中で、適切に対応している。要保護児童・要支援児童等に関する認識に相違が生じないよう協働における連携強化に向けて、共通認識が図れるよう密に連絡を**取る必要があります**	4	こども家庭センター	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・要保護児童対策地域協議会 ・家庭児童相談室事業 ・児童虐待ケース会議 ・未就園児等全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業
73	子ども	3-(1)-2	新規	子どもの性被害の防止	○ＳＮＳ等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進する。 ○性被害に遭わないための注意事項や、性被害を受けそうになった時、被害に遭った場合の対処法について、授業等を通じて啓発を行う。	各校の学習計画等に則って、メディアリテラシーや性被害に遭った場合の対処法に関する指導を行う。	・各校の学習計画等に則って、児童生徒へメディアリテラシーや性被害に遭った場合の対処法に関する指導を行った。 ・教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針を活用し、事例を挙げながら、未然防止、早期対応の視点から各校にて教職員研修を行った。	・性被害から子どもを守るため、情報モラルや情報リテラシー、未然防止、早期発見にかかわる校内研修を呼びかけるとともに、オンライン研修の周知を行う。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・子どもの性被害の防止
74	子ども	3-(2)-1	継続	子どもの人権に配慮した教育の推進	○幼少期から青年期までのあらゆる機会を通じて、子どもが互いに人権を尊重し、高め合える保育や教育をめざし、保幼小中高の保育士・教職員が共に研修・検証する。	年３回の各校種別研修会と部会を実施 市内全校園の担当者が参加	・就学前２３名参加、小学校２５名参加、中学校３４名参加、全て実施済み	・校種を超えた参観は保幼小中の連携接続において極めて有効であることから、各校種の研修会について、できるだけ異校種の教職員の参加者が増えるような意識の向上を図る。 ・系統的な教育保育をより具体的に進めていくためにも中学校区単位で校種別研究会を行う等の工夫が必要である。	4	学校教育課(幼児課)	第３期栗東市教育振興基本計画	人権・同和教育、平和教育の啓発と推進
75	子ども	3-(2)-2	新規	多様な選択が可能なキャリア教育の推進	○性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を実施するとともに、理工系等の多様な進路選択の理解を深めるため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進める。	小学校９校、中学校３校で、年間計画に基づきキャリア教育を行う。	各校の年間計画に基づいて、キャリア教育を実施している。	キャリアパスポートの活用を推進して、継続的なキャリア教育が進められるよう取組を継続していく。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・多様な選択が可能なキャリア教育の推進
76	子ども	3-(3)-1	継続	いじめ防止対策事業	・栗東市いじめ防止基本方針を策定し、各校でのいじめ防止等への取組や保護者、地域への啓発を進める。 ・いじめ等対策参事員による学校訪問で、各校のいじめ防止等への取組の進捗を確認する。	・学校が定めるいじめ防止基本法の見直しと助言を行うために市内各小中学校に年間2回いじめ等対策のため、学校訪問を実施する。そのことによって教員のいじめに対する認識の共通理解を図る。 目標値：年間２回の実施。各校のいじめ認知の取組が明らかになる。	5月から6月にかけて1回目を実施した。2回目については10月下旬から11月にかけて実施した。	いじめの問題については、子どもの変容に気づけるか、子どもたちが相談しやすい関係性が築けているかが大切であり、また、組織的な対応ができる体制であるかを再度各校への意識付けをしていかなければならない。 いじめ等対策参事員について適当な人材の確保が必要である。	3	学校教育課	栗東市いじめ防止基本方針（改訂版）	・市立学校におけるいじめの防止 ・いじめの早期発見のための措置 ・関係機関等との連携等 ・いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上 ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進 ・いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等 ・啓発活動 ・いじめで悩む子どもへの組織的支援
77	子ども	3-(4)-1	継続	（発達支援）研修・啓発活動の実施	○校園や各種市民団体などが主催する研修会へ、講師を派遣する。 ・期間：随時（要調整） ・対象：市内の校園・各種市民団体	発達障がい児及び家族への理解に向けて、研修・啓発活動を展開する。 ◎目標値 　２０回 ①研修派遣 ②研修の開催 **③啓発活動**	①講師派遣　**15**回 ・コーディネーター会　2回 ・民生児童委員研修会　2回 ・校内研修会　5回 ・就学支援担当者説明会　1回 ・特別支援講座　1回 ・児童館・学童保育所職員研修会　2回 ・ことばの教室**保護者研修会等**　**2**回 ②研修の開催　**19**回 ・ペアレントトレーニング　**14**回 ・スキルアップ研修　５回 **③啓発活動　1回** **・とびっきりの世界！にじ色いろいろアート展**	個が持つ力を発揮できるよう、合理的配慮の提供や適した支援に繋げるため、継続して啓発活動を行う必要があります。	4	発達支援課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・園・校内研修・個別支援への専門職派遣

栗東市人権擁護計画実施計画　子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権政策課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
78	子ども	3-(4)-2	継続	市内園への巡回支援の実施	○園の要請に応じて訪問し、支援力の向上に向けた助言や相談（要請訪問） ○保護者の依頼に応じた個別の相談･検査（発達相談／発達検査を含む） ○校園・児童館等から要請を受けて訪問、ケース会議への派遣（要請派遣）	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、巡回支援を行う。 目標値 ・要請訪問：５０回／年 ・発達相談：１３５０回／年 ・要請派遣（小中学校）：３０回／年 ・要請派遣（学童・児童館）：２０回/年	・要請訪問：**30**回 ・発達相談：**1001**回 ・発達検査：**441**回 ・要請派遣（小中学校）：**102**回 ・要請派遣（学童・児童館）：**36**回	保護者の困り感を軽減し、安心した子育てに繋がるよう、発達相談へ迅速に対応し、支援関係者との連携を図りながら相談支援を進めていく必要があります。	4	発達支援課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・発達支援室の巡回支援 ・通級指導教室の学校訪問
79	子ども	3-(4)-3	継続	特別支援教育の推進にかかる市の訪問	○各園を巡回指導員が幼児保育課とともに訪問し、園内委員会の充実をはじめとし、支援の必要な子どもの把握と支援体制への指導助言を行う。	各園の巡回訪問を行うことにより、園内委員会の充実を図り、特別支援教育推進のための保育・教育力向上につなげ、特別支援教育を充実する。 ◎目標値 ・各園巡回訪問：対象園22園 ・各園年間１～２回×22園（22回実施）	・対象園において年１回の訪問を実施した。 ・関係機関（たんぽぽ教室の職員・発達支援課の巡回支援委員）と共に訪問し、支援の必要な子どもの把握、園内委員会や保護者との話し合いの進捗状況の確認を行い、就学委員会等で個々の状況の把握・支援に繋げることができた。 今年度より、特別支援アドバイザーを幼児課に配属し、各園の特別支援保育の向上に向け各園を巡回指導することができた。	・年に１回の訪問だけでなく必要に応じて訪問し、園児の様子や園の保育内容について把握する必要がある。	4	幼児課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・園・学校への特別支援教育のバックアップ
80	子ども	3-(4)-4	継続	特別支援教育（訪問）	・通常の学級の巡回相談や、特別支援学級の計画訪問を実施する。	・特別支援に関する専門性の高い相談員および担当指導主事が訪問することを通して、各校の相談内容に応じた具体的な指導助言をする。また、子どもの姿や授業を参観し、特別支援の視点から児童生徒理解や授業改善を図る。 ・対象…市内小中学校１２校 ・通常の学級の巡回相談：２回ずつ（年間24回） ・特別支援学級の計画訪問：２回ずつ（年間24回） ・昨年度は１回だった特別支援学級の計画訪問について、今年度は２回実施とすることで、各校の特別支援学級の現状把握に対する継続的な支援を行う。	・対象…市内小中学校１２校 ・通常の学級の巡回相談：２回ずつ（年間24回） ・特別支援学級の計画訪問：１回ずつ（年間12回） ・各校を訪問し、子どもたちへの具体的な支援の方法や授業の進め方などの指導助言を行った。	年々、対象となる子どもが増加しており、個別の相談について十分な時間が確保できない。また、相談後、校内で相談内容を活かすことができているのか、また子どもがどのように変容したのか等の経過を見とるまでにはいたっていない。継続的な視点での相談となるように検討する必要がある。	4	学校教育課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・園・学校への特別支援教育のバックアップ
81	子ども	3-(4)-5	継続	療育指導・保護者交流の場の設定	○一人につき週１～２回の療育指導「たんぽぽ教室」を実施 ・対象者：障がい福祉サービス受給者証通所受給者証を有する方、期間：療育支援計画に基づく日 ○親子の活動の機会と相互交流の機会[ぽかぽか広場]を実施 ・対象者：たんぽぽ教室利用予定者・子の発達に不安がある方、期間：毎月２回　※教室実施日数により変動有	心身に障がいなどがある子どもの発達保障と保護者の支援を行う。 ◎目標値 ・たんぽぽ教室支援対象者数（年間受入総数）：年７０組 発達に不安のある子どもの発達保障と家族の支援を行う。 ◎目標値 ・ぽかぽか広場支援対象者数（年間受入総数）：年１００人／年	・たんぽぽ教室 延受入人数：77人 延利用児童数：**2080**人 延開催回数：**205**回 ・ぽかぽか広場 受入人数：**19**人 延利用児童数：**133**人 延開催回数：**21**回	個々に応じた支援を実施するため、職員の研修の機会を増やすことにより、支援技術のスキルアップを図る必要があります。	4	発達支援課	第３期栗東市障がい者基本計画	・たんぽぽ教室の充実
82	子ども	3-(4)-6	継続	幼児ことばの教室通室指導の実施	○通級教室を開催する。 ・対象者：「聞こえ」や「ことば」、コミュニケーションに課題を抱える子どもと保護者(要申請)への支援、期日：個別支援計画に基づく日	「聞こえ」や「ことば」、コミュニケーションに課題を抱える子どもの発達保障と保護者支援を行う。 ◎目標値 ・教室支援対象者数（年間受入総数） ：年８５人	教室支援対象者延受入人数：**79**人	園と支援目標や支援方法を共有し、支援者が一貫した支援を行う中で、ことばの育ちを支えていく必要があります。	4	発達支援課	第３期栗東市障がい者基本計画	・幼児ことばの教室の実施
83	子ども	3-(4)-7	継続	発達相談の実施	発達評価と支援に関わる相談を実施する。 （期間：月～金（開室時間随時）、対象：本人・家族など　※電話・来室・学校での相談も可）	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、発達支援事業を推進する。 ◎目標値 ・新規支援対象者数:年２００事例	新規支援対象者：**264件** （内訳） 就学前：**112件** 小・中学校：**122件** 中卒以上：**30件**	発達相談を通して明確化した支援ニーズに対応するため、関係機関と連携を図り、支援に繋げる必要があります。	4	発達支援課	第３期栗東市障がい者基本計画	・発達相談の充実

栗東市人権擁護計画実施計画　子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権政策課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
84	子ども	3-(5)-1	継続	母子福祉推進事業	○ひとり親家庭が抱える生活・子育て・就労等の相談に応じ、各関係機関とも連携を図りながら、諸問題の解決のための助言や自立に必要な求職活動等に関する情報提供・支援を行う。	相談を受けた内容に対し、自立に向けた一定の道筋がつくまで、粘り強く支援を行う。	**ひとり親家庭の自立支援に向けて、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センターとも連携を図りつつ、ハローワークの就労支援制度の案内を行うなど、自立に向けた支援を行いました。**	**ひとり親家庭からは貸付などの相談が寄せられることが多く、ひとりひとりの支援ニーズに合った的確な支援につなげていくため、相談員の資質向上と複雑な制度情報の分かりやすい情報提供が必要です。**	4	子育て支援課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・ひとり親家庭への相談業務
85	子ども	3-(5)-2	継続	愛のパトロール・声かけ運動	○リーダー講座を通して、「補導」以前に地域の子どもたちを大人の目でやさしく見守り、地域の子どもは地域で守り育てるという思いの中でパトロールすることで地域全体が連携し子どもたちの安全と成長を見守る活動であることを確認した上で、各団体が各地域で作成したコースに従って、非行防止パトロール（愛のひと声かけ）を実施する。	栗東市青少年育成市民会議を構成する関係団体が各地域で各団体の計画に基づき愛のパトロールを実施する. また、運動について「愛のパトロール研修会」を開催し、取組への意識を高める。 ◎目標値 ・愛のパトロール研修会実施：年１回	パトロールを実施し、大人が子どもたちを温かく見守り、子どもの健やかな育成を図る活動ができた。 ・愛のパトロール研修会の実施（６月） ・愛のパトロールの実施：285回 延べ人数927人	パトロールの実施回数が低調になっていますが、地域の子ども達を守り育てていくためにも今後も継続的に市民会議を構成する団体の方の協力が必要である。	4	生涯学習課	第３期栗東市地域福祉計画	・栗東市青少年育成市民会議構成団体との連携による愛のパトロール活動の支援
86	子ども	3-(5)-3	継続	非行防止・薬物乱用防止教室	○非行防止啓発推進のため、市内保・幼・幼児園や小学校、中学校において、少年補導委員会と草津警察署、少年センターが連携して非行防止・薬物乱用防止教室を開催する。	保幼小中学校において非行防止・薬物乱用防止教室を開催する。 ◎目標値 ・保育園、幼稚園、幼児園で年１回以上開催する ・小学校で年１回以上開催する ・中学校で年１回以上開催する	・非行防止教室（６月.７月） 夏休み前に市内小学校において万引き等について初発型非行防止の啓発を草津警察署員や少年補導委員とともに行った。小学校９校、対象小学生４年生、約780人 ・薬物乱用防止教室（10月.11月）を「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」にあわせて草津警察署員や少年補導委員とともに行った。小学校7校、対象小学生6年生、約580人 ・中学校では、啓発パネルを巡回掲示した。	・非行防止教室並びに薬物乱用防止教室については、市内全小学校４年生・6年生を対象に少年補導委員や草津警察署員とともに継続して実施したい。	4	少年センター（生涯学習課）	第３期栗東市教育振興基本計画	・青少年の健全育成・若者の社会参加の促進
87	子ども	3-(5)-4	継続	無職少年対策事業	○無職少年（中学卒業後に進学や就職をしなかった少年）や、高校・専門学校などへ進学後に中退するか、就職後に離職して再就職しようとしない少年などを対象に、非行に走らぬよう健全な生活を行い、次のステップに向けて自分自身の進路を確立できるように就労・就学の支援活動を行う。 ○また、就労や進学後も本人の状況にあわせたアフター支援を行う。	無職少年を一人でも多く、進学や就労に導く。 ◎目標値 ・相談があった際、制度に基づき支援活動する率：100%	未実施	少年センター所属の無職少年対策指導員が担当者となり、近隣（市内）高等学校と連携を図り退学者等の情報を得て、対象者の相談から就労・就学への支援を行う。	2	少年センター（生涯学習課）	第３期栗東市教育振興基本計画	・青少年の健全育成・若者の社会参加の促進
88	子ども	3-(5)-5	新規	子育ての相談・支援体制の充実	○子育ての悩みに対し、多様な窓口で多様な方法による相談が受けられるよう体制整備を図るとともに、相談窓口の情報提供を充実する。	総合福祉保健センター、子育て支援センター等関係機関、保育園、幼稚園、幼児園等において子育てについての相談を受け付ける。 ◎目標値 ・子育て相談内容を毎月各園記入報告 （子育て応援課へ）	・各関係機関が保護者との信頼関係を築きながら、子育ての困り感を出してもらえる関係づくりを大事にしている。相談内容によっては、関係機関が連携をもち重層型支援を**行った。**	・各関係機関が連携を取り、それぞれの機関ができる子育て支援を強化していく中で安心して子育ての悩みを言える関係性を築いていく**必要がある。**	4	幼児課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育て相談
						・子育て家庭の相談に応じるとともに、広報やポスター、ホームページなどで、相談窓口の情報提供を行う。 ・子育て相談員による電話や来館時の相談、定期的な巡回相談だけに限らず、日々の子育てにおける不安や悩みなどの相談に随時対応する。また必要に応じて他機関との連携を図り、支援を行う。	**・毎月１回「地域子育て支援センターだより」と「児童館だより」を発行し、広報やホームページ、フェイスブック等で相談窓口など子育て情報を発信しました** **・子育て相談や巡回相談を実施し、保護者の抱える子育ての悩みや不安を傾聴し、必要に応じて関係機関に繋ぎました。** **子育て相談件数　　延べ354件**	**・広報やホームページなど様々な媒体を活用し、子育て相談窓口の情報提供を継続して行っていくことが必要です。** **・子育て相談員が相談業務に関わる研修会等に参加して、資質の向上に取り組むとともに、関係機関と日頃の子育て支援について意見交流を行う機会が必要です。**	4	子育て支援課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・家庭児童相談 ・子育て相談 ・子育て情報の収集・提供 ・男性対象の子育て講座の開催

栗東市人権擁護計画実施計画　子ども

■学校教育課、生涯学習課、少年センター、幼児課、子育て支援課、発達支援課、子ども家庭センター、広報課、人権政策課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
						児童生徒支援室において市内に在住する小中学生およびその保護者を対象に、不登校・不適応、子育てに係る相談を行う。また、市内小学校に対し、巡回スクールカウンセラーを派遣し児童、保護者への面談を行う。	児童生徒支援室において、3名の相談員による相談を適宜実施している。巡回ＳＣについては**3月末で516件の相談を受けている。**	市内小中学校の不登校が増加しており、それにともなって、児童生徒支援室の利用が増加している。雇用条件の面で、相談員が毎年入れ替わり、年度を超えた継続した支援ができない現状にあることから、心理士の確保が課題である。	4	学校教育課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・教育相談
89	子ども	3-(5)-6	新規	安心して子育てできる環境づくり	○「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。 ○ワーク・ライフ・バランスの推進を図る上で必要な、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供することで、誰もが安心して子育てできる環境づくりを進めます。	・保護者の多様な状況に対応する保育サービスを提供する。 ・子育てに関する制度や情報を、市広報、ホームページ等を通じて提供する。 ◎目標値 ・広報・地域子育てセンターだより：毎月1回	・保護者の多様化する子育てニーズに合わせて保育サービスを受けてもらえるよう情報を発信、相談に乗り保育の提供を**行った。** ・子育て講座においては様々な交流の場を企画し、子育て世代が家庭の中で孤独にならないよう参加しやすい内容や場所等に**配慮し、実施した。**	・職員の子育ての相談業務のスキルアップの**向上が課題である。** ・保護者に情報提供を継続すると共に、保護者が必要とする子育て支援について把握をし関係機関と連携をとりながら**交流の場の提供等が必要である。**	3	幼児課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育ての相談・支援体制の充実（家庭児童相談、子育て相談、子育て情報の収集・提供、教育相談） ・男女共同参画による子育ての推進
						・講座や交流の場を提供することで、親同士や親子のつながりをつくり、互いに支えあい、子育ての楽しさを感じられるきっかけとする。 ・広報やフェイスブック、ホームページで子育て情報を配信することで、子育てに関する制度や身近な地域の育児状況の情報を提供する。併せてネット社会に対応した情報提供の仕方を工夫する。	**・児童館や子育て支援センターにおいて、親子で楽しめるふれあい活動の実施や親子が安心して過ごすことができる場の提供を行いました。** **・子育てに関する情報を、広報やフェイスブック、ホームページ等で発信するとともに、子育て支援ガイドに掲載しました。**	**・子どもを取りまく環境が多様化していることから、子育て世代のニーズを取られた活動が必要です。** **・ホームページ等の内容の充実とともに、講座の申し込み方法等についても電子媒体の利用を検討することが必要です。**	4	子育て支援課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・子育ての相談・支援体制の充実（家庭児童相談、子育て相談、子育て情報の収集・提供、教育相談） ・男女共同参画による子育ての推進
						部担当者と連携し、広報紙やホームページ、その他啓発資料において、随時、子育てに関する様々な制度や情報をわかりやすく提供する。	担当部署から依頼があった記事等の掲載の際には、わかりやすい表現となるよう、記載方法等について協議・検討を行い、情報提供を行った。	必要な人に必要な情報が届くよう、様々な媒体を活用しながら、わかりやすい情報発信を行う必要がある。	4	広報課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・安心して子育てできる環境づくり
90	子ども	3-(5)-7	新規	子どもの人権110番・子どもの人権SOSﾐﾆﾚﾀｰの推進	○学校以外に子ども自身が安心して相談できる場を周知し、子どもをめぐる相談に応じる。	・学校におけるいじめをはじめ、家庭での虐待等、子どもをめぐる人権問題について、子どもが発する信号をキャッチして、問題解決に導くための相談に応じる。 ＳＯＳミニレターの設置：市内全校	・人権擁護委員の年度当初の学校訪問の際に各校へＳＯＳミニレターの設置を依頼。人権教室実施の際に、子どもたちに直接、相談について呼びかけた。 ・こどもの人権相談強化週間（8/23～8/29）について、市広報・ホームページへの掲載。	今後も継続して、子どもたちが学校以外にも若年層の利用が多いSNSの活用等、様々な方法で相談できる場所があることの周知に努めるとともに、市広報・ホームページなどへの掲載も継続して行う必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）		
91	子ども	3-(5)-8	新規	母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行う。	母子・父子自立支援員により、母子・父子の様々な困りごとを聞き取り、就労・就学等の支援制度等の**紹介**を行い、見通しをもって自立に向かえるよう支援する。	**母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭にかかる様々な相談に応じるなか、高等職業訓練促進給付金事業など自立に向けた就業支援を行いました。**	**ひとり親家庭から寄せられる相談は様々であり、自立に向けた各種自立支援給付金制度も年々更新されることから、相談員の資質の向上と関係機関との連携が必要です。**	4	子育て支援課	第２期栗東市子ども・子育て支援事業計画	・ひとり親家庭への相談業務

栗東市人権擁護計画実施計画　高齢者

■危機管理課、自治振興課、住宅課、生涯学習課、商工観光労政課、長寿福祉課、図書館、土木交通課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
92	高齢者	4-(1)-1	継続	「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進	○栗東市高齢者保健福祉推進協議会を開催し、「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況の点検・評価を行う。	第9期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた高齢者保健福祉推進協議会を年2回開催し、取組状況の報告と9期計画策定に向けた意見確認を行う	高齢者保健福祉推進協議会を8月31日、10月5日、11月9日、2月15日に実施し、第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の報告、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた検討を行った。	各職員が３か年の計画期間において設定した事業ごとの個別目標の達成を意識して業務に従事し、効果的な事業の企画運営に努めることが必要である。	3	長寿福祉課		
93	高齢者	4-(1)-2	継続	認知症施策の充実と高齢者虐待防止の取り組み	○認知症に対する理解の促進 ○認知症に関する医療機関との連携 ○認知症、高齢者虐待に関する相談支援 ○高齢者虐待に関する意識づくり	・認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して穏やかに暮らせるまちづくりを目指す。 ・高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるまちづくりを目指す。	・認知症サポーター養成講座：**22回914人。** ・認知症に関する医療機関との連携については、医療機関受診連絡票を用いて随時連携。 ・高齢者虐待に関す**る啓発・研修の実施：7回（232人参加）**	認知症サポーター養成講座についてすべての小学校での開催には至っておらず、開催方法等の工夫が必要。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・認知症に対する理解の促進 ・認知症に関する身近な相談窓口づくりと情報提供の充実 ・認知症にかかる医療と介護の連携 ・高齢者虐待防止に関する意識づくり ・高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実
94	高齢者	4-(1)-3	継続	地域ふれあい敬老事業補助事業	○高齢者を敬愛し、地域ぐるみで長寿を祝い、地域の高齢者と多世代の住民の交流を通じて、地域の中で支え合うまちづくりを支援する。	・地域ふれあい敬老事業補助金を自治会活動交付金で交付	・地域ふれあい敬老事業を110自治会で実施 ・記念品の配布のみとする自治会が51自治会であった。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したものの、記念品の配布のみとする自治会がまだまだ多いのが現状。今後の敬老会の実施方法や内容等についても検討を行う必要がある。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・暮らしを支える豊かな地域づくり（地域のつながりの強化）
95	高齢者	4-(1)-4	新規	高齢者権利擁護の推進	○権利擁護支援の地域ネットワークが機能を果たすよう主導する中核機関については、「成年後見センターもだま」に委託する。 ○権利擁護検討会を月１回開催し、地域包括支援センターへの相談支援を行う。 ○成年後見制度の利用等について引き続き周知と啓発に努めながら、高齢者の権利を守るネットワークの構築に向けて、その在り方を含め検討を進める。	・相談会や市民向けの講座を通して、啓発事業を実施する。（成年後見センターもだまに委託） ・高齢者の権利擁護に係る検討会を月１回開催するとともに、必要に応じて虐待判定・対応方針の会議を都度開催する。	・なんでも相談会の実施（11月4日） ・出張相談会（8月17日、12月7日）	何でも相談会や出張相談会等の相談会や、市民向けの講座を通して、啓発事業を実施していく。	4	長寿福祉課	第３期栗東市地域福祉計画	・成年後見制度の普及啓発（成年後見制度利用促進事業） ・成年後見制度の利用支援（成年後見制度利用支援事業） ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進・利用支援（地域福祉権利擁護事業の利用支援・周知） ・地域包括支援センターにおける権利擁護相談の推進（総合相談）） ・高齢者の権利を守るためのネットワークの構築
96	高齢者	4-(2)-1	継続	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託事業	○高齢者の生きがいづくりと健康づくり、また高齢者同士の交流を図るため、ニュースポーツ、グランドゴルフ、ウォーキングの実施や文化、芸術活動などの支援を行う。また、老人クラブの活動支援を行う。	・高齢者の生きがいづくりと健康づくり、また高齢者同士の交流を図るため、ウォーキング等の実施や文化、芸術活動を支援する。 ・老人クラブの活動支援を行う。	・生きがい実践交流大会 12月2日開催 ・手作り作品展 11月30日～12月2日開催 参加者数3日間　延べ346人 交流会参加　111人 作品展出品数　143点 ・ふれあい健康ウォーキング 6月26日　76名参加 10月31日　74名参加 ・グランドゴルフ大会 10月13日 178名参加 ・老人クラブ連合会会員 19クラブ　1,035人	老人クラブの活動をもとに、高齢者がそれぞれの地域で活動の担い手となるような仕掛けづくりが必要である。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の充実（栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業） ・老人クラブ活動への支援（老人クラブ活動補助）
97	高齢者	4-(2)-2	継続	高齢者の読書環境整備と社会活動参画	○大活字図書やCDブックの収集と貸出し、老眼鏡・ルーペの館内貸出をする。 ○自主的にボランティア活動ができる機会を提供する。 ○図書館活動に参加できる事業を実施する。	高齢者の社会活動と生涯学習を支援する。	・ボランティア活動機会の提供：２０名（定期活動月4回） ・大活字本　**３４冊**購入 ・CDブック　**19点**購入	・障がい者サービスに不可欠なボランティアの育成に取り組むことが出来た。サービスの継続にはボランティアの人数、スキル共に増やしていく必要がある。	3	図書館	第３期栗東市教育振興基本計画	・図書館機能の充実
98	高齢者	4-(2)-3	継続	介護予防事業（栗東１００歳大学）	○栗東100歳大学･･･65歳以上を対象に週１回30回（1コマ90分）の講義・演習等を通して高齢者が人生１００年時代に生きがいをもって健康で豊かに過ごせるための講座を開催する。 ○栗東100歳大学卒業生活動･･･卒業後も仲間が集い、自助・共助の活動を創出する。	高齢社会に向けて住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし、 高齢者自身が現状を理解して主体的に自立し て健康づくりや介護予防、 生きがいづくり、社会参加などに取り組み実践継続することにより、健康寿命の延伸を図る。	・第7期栗東100歳大学：7月5日開講、全30回。入学生**29名**、卒業26名。	受講生の増加に向けて参加呼びかけを工夫する必要がある。また、卒業生が社会参加活動を行うような働きかけについて工夫が必要。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・栗東100歳大学

栗東市人権擁護計画実施計画　高齢者

■危機管理課、自治振興課、住宅課、生涯学習課、商工観光労政課、長寿福祉課、図書館、土木交通課

の網掛については重点項目になります。

評価点数　1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた　4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
99	高齢者	4-(2)-4	継続	はつらつ教養大学	○概ね60歳以上の方を対象に、人生100年といわれる時代を、いかにしていきいきと暮らし、各世代の生活の場において必要課題と地域生活課題や個々の自己意欲（やる気）を満足させられるよう、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」学習できる機会を提供するため、各コミュニティセンターや地域住民と連携し講座を開催する。	各コミュニティセンターにおいて、各５回の講座を実施する。 ◎目標値 ・コミセンで講座開催：年５回	はつらつ教養大学：45回（5月、7月、9月、11月、2月）	参加者の減少や固定化があり、引き続きニーズの把握を行い地域団体や関係機関と連携し呼びかける必要がある。	4	生涯学習課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・はつらつ教養大学
100	高齢者	4-(2)-5	継続	介護予防事業（いきいき百歳体操）	○いきいき百歳体操の立ち上げと継続のための支援を行う。	高齢者が介護予防の意識を持ち、自ら実践することで、自分らしく生きがいをもち、健康寿命の延伸を図る。	・新規立ち上げ支援：2団体8回訪問 ・継続支援：**50団体回訪問**	市内で78団体が毎週実践されている。新たに参加される人が少なく、参加者が高年齢化してきている。周知啓発など行う必要がある。	4	長寿福祉課	第３期栗東市地域福祉計画	・いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の啓発及び実践団体の育成支援
101	高齢者	4-(2)-6	継続	老人福祉センターの運営委託事業	○老人福祉センターを指定管理者制度で管理運営し、健康増進や趣味・教養の向上、介護予防などの推進、相談への対応を行う。	日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数：10人/回	○老人福祉センター主催事業（講座、教室、イベント）参加者数 ：**18,594人** ○老人福祉センター個人利用者数（主催事業参加者数含む）参加者数： **30,340人**	コロナ禍により自宅にて閉じこもり気味となった高齢者の外出機会となるよう、広報活動等を行うとともに、新しいイベントなど工夫をこらした事業を行っていく。また、施設の老朽化により、大きな工事等が必要となることが予測される。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・老人福祉センター管理運営事業
102	高齢者	4-(2)-7	継続	高齢者の就労支援の実施	○就労相談において、高齢者の就労相談があった際には、関係機関と連携し、適切な支援を行う。また、高齢者の就労支援の一環として、シルバー人材センターへの運営支援を行う。	栗東100歳大学卒業生が卒業後の活動の一つとして、収入のある仕事を行い、生きがいづくりを図る。	収入のある活動を行っている卒業生５名。	卒業後の活動として、ボランティアや趣味活動だけでなく、収入のある仕事を行っている活動団体の紹介も引き続き行っていく。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・栗東１００歳大学卒業生支援
						高齢者の就労支援の一環として、シルバー人材センターへの運営支援を行う。 高齢者の労働力活用に関し、関係機関等のチラシの設置やポスターの掲示など啓発を行う。 ◎目標値 ・シルバー人材センター会員数：495人 ・関連チラシの配布：年１回	**・シルバー人材センターの会員数：４９７人** **・広報紙「いきがい」の全戸配布　年２回**	**シルバー人材センターの会員獲得に向けた広報活動を推進していくとともに、高齢化に伴って８０歳を過ぎた会員でも安全に無理なく働ける就業先を確保していく必要がある。**	4	商工観光労政課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・高年齢者労働能力活用事業等補助金
103	高齢者	4-(3)-1	継続	市営住宅（各世帯向住戸）の提供	○一般住戸（309戸）以外に、高齢者同居世帯向（16戸）、身体障がい者同居世帯向（11戸）の各住戸及びシルバーハウジング住戸（23戸）を備えた市営住宅について、空き部屋が生じた際には年２回の入居募集を実施している。	「栗東市住生活基本計画」及び「栗東市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や身体に障がいのある人が安心して暮らせるよう市営住宅の運営管理を行い、特定目的住戸（高齢者同居世帯向、身体障がい者同居世帯向およびシルバーハウジングの各住戸）50戸の安定的な供給を行う。	令和5年度定期募集後の入居戸数：高齢者同居世帯向15戸/16戸、シルバーハウジング22戸/23戸、身体障がい者同居向4戸/11戸 ２回の定期募集を通じて延べ5件の特定目的部屋の募集を行った。(身体障がい者同居世帯向け　延べ5件)。定期募集の結果、身体障がい者同居世帯向け　1件の入居を決定した。	入居募集の相談を通じて、高齢者単身世帯の入居希望者が増加しており、シルバーハウジングに関しては募集がかかると倍率が高くなる傾向にある。　こうした動向を踏まえ、福祉部局との連携を通じた取り組みをしていく必要がある。	3	住宅課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・市営住宅管理事業
104	高齢者	4-(3)-2	新規	地域包括支援センターの機能強化	○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的役割として、総合相談体制の充実や多職種の連携による地域ケア会議を通じた各主体の連携強化をはじめとする地域包括支援センターの機能強化を図る ○「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる」ために地域包括ケアシステムを活用し、関係するさまざまな機関・団体・人材で共有することでその機能を深化させるとともに、共に助け合い、支え合うという意識の醸成などを通じて、地域共生社会に向けた地域包括ケアシステム推進体制のさらなる充実を図る。	地域包括支援センターの機能を強化し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指す。	○圏域地域ケア会議の開催：**13回** ○総合相談支援の随時実施。家族が介護離職とならないような視点も持って実施。	今後も地域包括支援センターの機能強化を図るために、人員配置の見直しや地域ケア会議を通じて、総合相談体制の充実を図る必要がある。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・地域ケア会議の充実 ・総合相談・支援の充実 ・「介護離職者ゼロ」の視点を持った家族介護者支援の充実

栗東市人権擁護計画実施計画　高齢者

■危機管理課、自治振興課、住宅課、生涯学習課、商工観光労政課、長寿福祉課、図書館、土木交通課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
105	高齢者	4-(3)-3	新規	（在宅医療・介護に関する情報の）地域住民への普及啓発	○医療や介護が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、出前講座や市民研修会（生き方カフェ）を通じた在宅医療・介護の情報提供や啓発を行う。 ○普段から診療や健康管理について気軽に相談することによって、病気の予防や悪化を防ぎ、生活の質を高められるよう、身近な開業医を「かかりつけ医」として啓発するほか、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」についてさまざまな媒体を活用した啓発を進める。	在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちづくりを目指す。	・出前講座： ・在宅療養：1回 ・未来ノート：5回 ・地域包括支援センター：2回 ・生き方カフェ開催：3回連続　10月19日なごやかセンター、10月31日なごやかセンター、11月9日コミセン治田東 ・かかりつけ（医師、歯科医、薬剤師）の啓発：いきいき百歳体操実践団体訪問時に啓発。	住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、引き続き在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図っていく必要がある。	4	長寿福祉課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・まちづくり出前トーク ・生き方カフェ ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発
106	高齢者	4-(3)-4	新規	安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実	○今後も多発する災害や高齢者が係わる事故、多様化する犯罪に関する情報提供や防止についての啓発を行っていくとともに、関係機関との連携を強化する。	関係機関（警察など）と連携し、情報収集、また犯罪防止のための啓発など情報発信に努める。 ◎目標値 ・前年対比犯罪認知件数減少	・特殊詐欺や架空請求等犯罪に関するメールの配信：3月末時点43件	犯罪の手口が巧妙化する中で、情報が多くの市民の皆様に届くよう、引き続き啓発活動を実施する必要がある。	4	危機管理課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・出前トーク ・自主防災・自衛消防組織の育成 ・防犯情報の提供 ・福祉避難所
						消費生活相談の実施**とともに、相談窓口の周知に努める。** **◎目標値** **・広報に消費生活相談からのお知らせを掲載：年６回**	65歳以上の相談件数（件） 4月：6、5月：4、6月：5、7月：3 8月：4、9月：6、10月：8、11月：5 12月：4、**1月：15、2月：11、3月：3** 65歳以上相談件数：**74**件 （全相談件数の**35.9**%） ・奇数月に広報で「消費生活アドバイス」として相談事例を掲載。	幅広い年齢層をターゲットとした悪質巧妙な手口によるトラブルが発生しないよう消費生活相談窓口を開設し、専門の相談員による適切な助言や啓発活動など消費者保護を継続していく。	3	自治振興課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・消費生活相談
						高齢者を対象にした交通安全教室(講義形式)を開催する。	毎年度実施している交通安全シニアカレッジ(今年度は36期)を募集し、13人(栗東市参加者)の参加を得ました。	引き続き、高齢者の交通安全のために交通安全教室を開催していく必要があります。	4	土木交通課	第８期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	・交通安全教室等

栗東市人権擁護計画実施計画　障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権教育課、人権政策課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
107	障がいのある人	5-(1)-1	継続	栗東市手話講座委託事業	○厚生労働省のカリキュラムに基づき、聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必 要な手話語彙及び手話表現技術を習得する。	手話に対する理解及び普及と、手話を使用しやすい環境づくり（入門課程（令和5・7年）、基礎課程（令和4・6・8年）） ◎目標値 ・受講者数：20名 ・修了者：20名	手話講座（入門課程、令和5年6月7日～令和5年11月22日）全24回（現地学習含む）実施 修了者数16名 手話講座では、手話を学ぶことに加えて手話サークルや地域のろう者との交流する機会となった。修了者アンケートの結果、約半数の人が次のステップである基礎課程を受講希望されている。	次年度は基礎課程の年であるが、入門に比べて基礎は内容がかなり難しくなり、受講できる人も限られていることもあるから、受講生が少なくなる可能性がある。また、基礎課程修了後の次のステップは手話通訳者養成講座になることから、より難易度が上がり、継続することが難しい。 継続して学ぶためには、手話サークルに参加するとよいが、気軽に参加できて学べる場所が少ないことが課題としてある。	3	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・手話に対する理解及び普及
108	障がいのある人	5-(1)-2	継続	多様なコミュニケーション手段の利用促進	○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう通訳・介助者の派遣 ○「耳マーク」「筆談ボード」の活用 ○合理的配慮に関する啓発	障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、障がい者の情報の取得及びコミュニケーションについての支援を行う。	意思疎通支援利用件数：申し込み数は**200**件（うち**46**件が市や団体からの申請）で、実際の派遣件数は**188**件（**12**件は希望者がないためキャンセル）	様々な行事やイベント等にも活用してもらえるように啓発する必要がある。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	
					○市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	聴覚障がい者への情報保障、手話が使いやすい環境づくり ◎目標値 ・手話通訳ができる職員の配置：２名	複数配置を目指し、正規職員を募集したが、応募はなかった。 ・令和5年度１人設置（会計年度任用職員）	手話言語条例および市民をつなぐ情報コミュニケーション条例に基づく取り組みを計画的に実施するためには、専門知識のある職員の配置が必要。	2	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	
109	障がいのある人	5-(1)-3	継続	障がい者の社会参加と交流	○障がいのある人と地域住民やボランティアとの交流を図ることにより、障がいや障がい者への理解を深め、障がい者の社会参加の促進につなげる。	障がいのある人と地域住民やボランティアの交流ができる事業の実施 ・レクリエーションスポーツ大会 ・視覚障がい者生活行動訓練　など	・レクリエーションスポーツ大会 実行委員会開催　R5.4.24 基礎疾患があり、マスク着用ができない方もいるなか、多人数が集うことでの感染症対策や暑さ対策の課題もあり、今年度はボウリング大会で3回に分けて開催実施した。 第1回R5.7.29、第2回R5.9.16、第3回R5.11.18　**延べ308人** ・視覚障がい者生活行動訓練 R5.10.18実施　視覚障がい者7名、ボランティア8名、スタッフ3名　計18名参加。 歩行訓練士によるアドバイスを受けながらの訓練を通して、同行援護時における、援護者、視覚障がい者それぞれが気をつけるべき点について学ぶことができた。	・レクリエーションスポーツ大会 地域住民やボランティアとの交流も図りながら障がいのある人同士が交流・社会参加できる事業の検討が必要である。 ・視覚障がい者生活行動訓練 当事者団体の協力を得て毎年実施しているが、ボランティア参加者数は伸び悩んでいる。事業の実施時期・内容も含めて開催方法の検討が必要である。	3	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	
110	障がいのある人	5-(1)-4	継続	「栗東市障がい者基本計画」・「栗東市障がい福祉計画」＜栗東市障がい児福祉計画＞の推進	○栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を開催し、「栗東市障がい者基本計画」・「栗東市障がい福祉計画」＜栗東市障がい児福祉計画＞に基づき施策を総合的かつ計画的に推進できているか検証する。	「栗東市障がい者基本計画」に基づき総合的かつ計画的に推進する。 ◎目標値 ・栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会の開催：年２回	栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会を2月29日に開催予定。 市の取り組みを通して、当事者や地域の関係者との連携について考える。また、障がい福祉計画等の策定の進捗について報告する。	会議の進め方については再検討が必要。	3	障がい福祉課	―	―
111	障がいのある人	5-(1)-5	継続	点字・音声の広報の発行	○視覚障がいのある人向けに点字・音声の広報を発行する。また、点字・音声の広報を発行していることを広報に掲載することで、点字・音訳広報の周知を図る。	視覚障がいのある人向けに点字・音声の広報を発行するとともに、点字・音訳広報の周知を図る。 ◎目標値 ・点字版広報：年12回 ・音訳版広報：年12回	・点字版広報の発行：年12回 ・音訳版広報の発行：年12回	点訳、音訳を必要とする人に活用していただけるよう、引き続き周知を図っていく必要がある。	4	広報課	第３期栗東市障がい者基本計画	・市の広報紙等の点訳・音訳

栗東市人権擁護計画実施計画　障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権教育課、人権政策課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課
の網掛については重点項目になります。

評価点数　1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた　4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
112	障がいのある人	5-(1)-6	新規	広報・啓発活動の充実	○市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図る。	市民の障がい（者）への理解と認識を深めるため「障がい者週間」期間中に啓発事業を実施する。	・12月号市広報での障がい者週間啓発記事を掲載した。 ・12月2日アルプラザ栗東前で障がい者週間の街頭啓発を行った。	啓発先や場所など今後もより効果的な啓発について継続した検討が必要。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・人権問題に関する教育の推進【人権教育課】 ・人権問題に関する啓発活動の充実【人権政策課、商工観光労政課】 ・「地域共生社会」の理念の充実【関係各課】 ・「障がい者週間」の広報・啓発【障がい福祉課】
							・障害のある人を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくために、地域コミュニティの拠点である市内コミュニティセンターでの啓発冊子の常設や啓発物の配布を行い啓発に努めた。	人権週間・障がい者週間のパネル展示**を障がい福祉課と**共に実施し、効率・効果的な啓発の実施を行う。 ・人権三法の1つと言われる障害者差別解消法が、合理的配慮に関して2021年５月に改正され、2024年6月の改正内容が施行されるまでの間、法の趣旨や理解がより深まるよう、関係課と協力して啓発に取り組む必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第３期栗東市障がい者基本計画	・人権問題に関する教育の推進【人権教育課】 ・人権問題に関する啓発活動の充実【人権政策課、商工観光労政課】 ・「地域共生社会」の理念の充実【関係各課】 ・「障がい者週間」の広報・啓発【障がい福祉課】
						地区別懇談会のテーマとして障がいについて取り上げるとともに、じんけんセミナー栗東等の講演会や啓発資料「輝く未来(教材編・資料編)」を利用し、市民が豊かに学ぶ。 ◎目標値 ・2025年栗東市人権意識調査「栗東市は、基本的人権が尊重されている市である」：肯定的回答40％	地区別懇談会 **障がい者差別問題をテーマとした自治会12**	次年度も、障がい者差別問題を地区別懇談会のテーマのひとつとして設定し、あらゆる人権問題について学習する中で、学習機会の提供を行っていく。	3	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第３期栗東市障がい者基本計画	・人権問題に関する教育の推進【人権教育課】 ・人権問題に関する啓発活動の充実【人権政策課、商工観光労政課】 ・「地域共生社会」の理念の充実【関係各課】 ・「障がい者週間」の広報・啓発【障がい福祉課】
113	障がいのある人	5-(1)-7	新規	人権学習の推進	○市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する理解を促進する。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援する。	日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数：10人/回	実績無し（団体より要請なし）（人事課） 団体による人権学習会１ 事前の打ち合わせを重ねることで、より良い研修会を創り上げていくことができた。(人権教育課) 各学区の民生委員・児童委員協議会が障がい者施設・作業所の視察研修や、障がい福祉サービスの利用について研修を実施されました。（社会福祉課） 市職員の人権研修として、障がいへの理解を促進するため、聴覚障がい、特に難聴者と要約筆記についての研修を実施した（障がい福祉課）	人権・同和問題等の研修にて、障がいについてテーマとして取り上げ、引き続き障がいに関する理解を促進していく必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課） 人事課 人権教育課 社会福祉課 障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・職員への人権啓発と意識の向上【人権政策課】 ・市職員に対する研修の実施【人事課、人権教育課】 ・民生委員児童委員等に対する研修の実施【社会福祉課】 ・講演会の実施【障がい福祉課】 ・障がい者関係団体に対する人権学習会の支援【障がい福祉課】
114	障がいのある人	5-(1)-8	新規	交流機会の充実	○地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実を図り、障がいに対する理解を促進する。	障害のある人の地域活動への参加を促進するため、障がい特性に応じたコミュニケーション・移動等の支援サービスを要請に応じて随時提供する。	・意思疎通支援サービス等の提供：**188**件 ・交流事業等の参加人数：330人	移動支援を行っている事業所は居宅介護を兼ねているところが多く、移動支援を急に利用したくてもいっぱいで利用できない時がある。事業所数の増加が望まれる。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・地域行事への参加の促進 ・交流の場・機会の確保
115	障がいのある人	5-(1)-9	新規	福祉教育の充実	○福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。	小学校９校、中学校３校すべての学校で、総合的な学習の時間などの機会において障がい者理解教育、福祉教育を行っている。	各校の学習計画等に則って障がい者理解教育、福祉教育を行っている。	福祉教育や障がい者理解教育が知識理解にとどまらず、誰もがつながり合い、幸せに生きていける社会の担い手の一員としての自覚を感じることのできる学習内容の工夫が必要である。	4	学校教育課	第３期栗東市障がい者基本計画	・福祉教育読本の活用 ・障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実 ・ふれあいの場・機会の充実 ・学校行事を通じた障がいに対する理解の促進 ・福祉に関する体験学習の充実
116	障がいのある人	5-(1)-10	新規	障害者差別解消法についての啓発活動	○一人ひとりの人権を認めあい、互いを尊重するための啓発活動や学習に取り組みます。	障がい者差別のない共生社会づくりを推進するため、市民や民間事業者に対して「障がいの社会モデル」の考え方と「合理的配慮の提供」にかかる啓発を行う。	・滋賀県の合理的配慮にかかる助成金について、市ホームページにて周知。あわせて令和6年4月からの障害者差別解消法の改正についての記事を掲載して啓発。 ・大宝学区民生委員児童委員協議会7月定例会にて、県障害福祉課相談員を講師に迎え、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」についての出前講座を開催。	啓発先や場所など今後もより効果的な啓発について継続した検討が必要。	3	障がい福祉課	第３期地域福祉計画	・障害者差別解消法についての啓発

栗東市人権擁護計画実施計画　障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権教育課、人権政策課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
117	障がいのある人	5-(1)-11	新規	発達障がいへの理解と支援の学習会の開催	○さまざまな事業や活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	発達障がいの理解に向けて、研修・啓発活動を展開する。 ◎目標値 10回 ①研修講師派遣 ②啓発活動	①講師派遣　**15**回 ・コーディネーター会　2回 ・民生児童委員研修会　2回 ・校内研修会　5回 ・就学支援担当者説明会　1回 ・特別支援講座　1回 ・児童館・学童保育所職員研修会　2回 ・ことばの教室**保護者研修会等**　2回 ②啓発活動　1回 ・とびっきりの世界！にじ色いろいろアート展	個が持つ力を発揮できるよう、合理的配慮の提供や適した支援に繋げるため、継続して啓発活動を行う必要があります。	4	発達支援課	第３期地域福祉計画	・発達障がいの理解についての啓発活動
118	障がいのある人	5-(1)-12	継続	視覚障害者誘導用ブロック整備事業	○バリアフリー基本構想に基づき、栗東駅周辺バリアフリー重点区域内の視覚障がい者誘導用ブロック整備と、歩道路面の凹凸の改善を行う。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備及び歩道路面の凹凸を改善し、障がい者等の移動の安全性を促進する。	視覚障がい者誘導用ブロックの整備工事を実施しました。	バリアフリー基本構想の令和７年度までの視覚障がい者誘導用ブロックの完了を目指して引き続き取り組む必要があります。	4	土木交通課	第３期栗東市障がい者基本計画	・歩道のバリアフリー化 （施工は道路・河川課）
119	障がいのある人	5-(1)-13	新規	小・中学校の施設のバリアフリー化	○障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	障がいのある子どもの就学の利便とともに学習環境の改善を図るため、小学校９校及び中学校３校のバリアフリー化を進める。	・金勝小学校において、肢体不自由の児童の利用に合わせた手洗い器を設置。 ・大宝西小学校において、トイレの洋式化及びバリアフリー化（段差解消、手すり設置等）を進めるとともに、バリアフリートイレ（多目的トイレ）を整備。	・これまで学校施設のバリアフリー化を一定進めてきている状況であるが、今後も計画的にトイレバリアフリー化や個々の児童・生徒の障がいの程度に応じた設備設置など学校施設に求められるバリアフリー化を一層推進していく必要があります。	4	教育総務課	第３期栗東市障がい者基本計画	・小・中学校の施設のバリアフリー化
120	障がいのある人	5-(2)-1	継続	特別支援教育推進に向けた支援の取り組み	○学校で開催されるケース会議に職員を派遣 ○行動観察により、支援状況の確認。また、個別の教育支援計画の評価・改善、学校での支援方法、保護者への助言方法についてコンサルテーション。	発達障がい及びその疑いのある子どもの発達保障に向けて、特別支援教育の推進に向けた支援を実施する。 ◎目標値 ・ケース会議への職員派遣：年７０回 ・行動観察などの学校訪問：年１００回	・ケース会議への職員派遣：**132**回 ・行動観察などの学校訪問：**251**回	個々に応じた支援が継続して行われるよう、定期的なケース会議の開催が必要です。	4	発達支援課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・発達支援室の巡回支援 ・発達支援室の発達相談・発達検査の実施、ケース会議への参加
121	障がいのある人	5-(2)-2	継続	特別支援教育（相談）	○早期（5月下旬）から就学相談を始める。 ○保護者のニーズに応じ、特別支援学校・特別支援学級などの体験や見学の支援を行う。	就学相談会、就学支援委員会を実施し、障がいのある園児・児童生徒に適する学習の場や支援方法について検討し、答申を出す。必要に応じて臨時就学支援委員会を行う。 ・就学相談会：３回 ・就学支援委員会：４回	・就学相談会：３回 ・就学支援委員会：４回 ・臨時就学支援委員会：**2回** ・就学前支援検討部会5回を実施し、障がいのある園児・児童生徒に適する学習の場**や支援方法について検討し答申につなげることができた。**	保護者との信頼関係を築くことが重要である。相談についての職員のスキルを向上させていく必要がある。	4	幼児課	第３期栗東市障がい者基本計画	・就学相談の機会の充実
								就学支援が必要な児童生徒の増加に伴い、よりきめ細かな検討を進めるためには、日程の見直し（相談回数や時期）を行う必要がある。また、各校での相談体制の充実を図るとともに、就学支援の担当者の知識や理解を深める必要がある。	5	学校教育課	第３期栗東市障がい者基本計画	・就学相談の機会の充実
122	障がいのある人	5-(2)-3	継続	共に学び合う場の充実	○障がいの有無にかかわらず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを通して、障がいのある人に対して理解の促進を図る。	・市内すべての保育園・幼稚園・幼児園３０園、小学校９校、中学校３校において障がい者理解教育を行う。 ・インクルーシブな保育・教育が行われるよう、医療的ケア等も含め様々な支援を提供する。	保護者と共通理解を図りながら個別の教育指導計画等を作成し保育を行っている。 各校の学習計画等に則って、児童生徒への障がい者理解教育を行った。	各園での園内委員会を計画的に実施する中で集団の中での個の育ちをしっかり把握し、園内での支援を継続していく。また、保護者と園での様子や家庭での様子を伝え合いながら必要に応じて関係機関と連携を継続して行くことが必要である。	3	学校教育課	第Ⅱ期栗東市特別支援教育推進計画	・交流・共同学習の推進
123	障がいのある人	5-(3)-1	継続	くりちゃんバス運営補助事業	○車椅子使用者など独りで乗降することが困難な場合の乗客が乗車する際には、介添えを行うなどその場で対応する。	車椅子使用者専用固定シート付バスの導入	車椅子使用者専用固定シート付バスを導入しました。	継続した導入の検討が必要です。	4	土木交通課	第３期栗東市障がい者基本計画	・コミュニティバスの運行による移動手段の確保

栗東市人権擁護計画実施計画　障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権教育課、人権政策課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
124	障がいのある人	5-(3)-2	継続	市営住宅（各世帯向住戸）の提供	○一般住戸（309戸）以外に、高齢者同居世帯向（16戸）、身体障がい者同居世帯向（11戸）の各住戸及びシルバーハウジング住戸（23戸）を備えた市営住宅について、空き部屋が生じた際には年２回の入居募集を実施している。	「栗東市住生活基本計画」及び「栗東市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者や身体に障がいのある人が安心して暮らせるよう市営住宅の運営管理を行い、特定目的住戸（高齢者同居世帯向、身体障がい者同居世帯向およびシルバーハウジングの各住戸）50戸の安定的な供給を行う。	令和5年度定期募集後の入居戸数：高齢者同居世帯向15戸/16戸、シルバーハウジング22戸/23戸、身体障がい者同居向4戸/11戸 ２回の定期募集を通じて延べ5件の特定目的部屋の募集を行った。(身体障がい者同居世帯向け　延べ5件)。定期募集の結果、身体障がい者同居世帯向け　1件の入居を決定した。	入居募集の相談を通じて、高齢者単身世帯の入居希望者が増加しており、シルバーハウジングに関しては募集がかかると倍率が高くなる傾向にある。　こうした動向を踏まえ、福祉部局との連携を通じた取り組みをしていく必要がある。	3	住宅課	第３期栗東市障がい者基本計画	・市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化
125	障がいのある人	5-(3)-3	継続	図書館利用に困難な人への読書環境整備	○音訳ボランティアの養成及び技術向上のための講座を開催する。 ○録音図書の作成や貸出し、対面朗読を実施する。 ○来館困難な人に対しては、郵送・宅配を行う。	図書や情報をあらゆる形態で提供できる体制を作る。	・対面朗読：2名**（35回）** ・視覚障がい（宅配）：**4名（23回）（来館）：4名（10回）** ・肢体不自由（郵送）：１名（１回） ・録音図書の貸出数： デイジー図書等**376点** ・録音図書の作成： デイジー図書2点 ・音訳ボランティア養成講座（中級）：5回（15名）	・文字での読書ならびに来館が困難な方へのサービスに取り組むことができた。引き続きサービスが必要な方に向けて丁寧に情報発信していく必要がある。	3	図書館	第３期栗東市障がい者基本計画	・視覚障がいのある人に対する朗読サービスの実施 ・図書館蔵書の音訳・点訳
126	障がいのある人	5-(3)-4	新規	「障がい福祉のてびき」の発行	○障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行う。	障がい者福祉制度・サービスの周知、情報提供を随時行うことで、障がいのある人が必要なサービスを利用しやすい環境を整える。	・「障がい福祉の手引き」の改訂：1回 ・「障がい福祉のてびき」交付数：120冊	今後も年度途中で新規事業所等の更新を行い、情報提供を行うことで、障がいのある人が必要なサービスを利用しやすい環境を整えることが必要。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・「障がい福祉のてびき」の発行
127	障がいのある人	5-(3)-5	新規	講座に参加しやすい環境整備 ☆分野共通へ託児もあり男女共同参画も入る	じんけんセミナーや人権文化事業等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応など、希望するだれもが参加できる講座を開催する。	ホール会場での講演会事業の際には、手話通訳・要約筆記の対応、車いす利用者の席等を確保して開催するとともに、託児サービスも設け、誰もが講座に参加しやすい環境を整える。	8月に開催したじんけんセミナー栗東、12月に開催した人権文化事業では、手話通訳・要約筆記対応を行ったうえで、講演会を開催。視覚に障がいのある参加者、車いすの利用者には、個別で座席案内を行うなどのサポートを行った。	今後も幅広い方々に参加いただける講演会の実施を目指し、必要な環境を整えてサポートを施したうえで、事業を実施していく必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第３期栗東市障がい者基本計画	・講座に参加しやすい環境整備
128	障がいのある人	5-(3)-6	新規	地域活動に参加しやすい環境の整備	障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努める。	障害のある人の地域活動への参加を促進するため、障がい特性に応じたコミュニケーション・移動等の支援サービスを整備し、要請に応じて随時提供する。	・意思疎通支援サービス等提供件数：**188**件 ・交流事業等の参加人数：330人 ・移動支援延べ利用数：**2,848**人	移動支援の単価が現在の社会情勢に合っていないため、見直しが必要。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・地域活動に参加しやすい環境の整備
129	障がいのある人	5-(4)-1	継続	栗東サロン「歩」委託事業	○普段なかなか外出の機会がない人、うつ病などこころの病気のある人などがお茶を飲みながら話したり、畑作業に取り組んだり、仲間作りや他人ともコミュニケーションの練習や生活のリズムを作りながら、社会復帰のための第１歩となるようにする。（開催場所：なごやかセンター）	生活リズムの回復と就労に向けた準備調整（体験）の機会として、サロンを定期的に開催する。	なごやかセンターで毎週木曜日（13:30～）にサロンを開催。 ・開催回数：**48**回（利用者数**18**人（うち新規0人）、利用延べ人数**448**人）	新型コロナ感染対策で縮小していたが、今年度から利用時間を元に戻すと共に、利用者数も回復している。新規見学者もあるがそれぞれに課題もあり利用に至っていない。	4	障がい福祉課	―	―

栗東市人権擁護計画実施計画　障がいのある人

■土木交通課、住宅課、商工観光労政課、人権教育課、人権政策課、人事課、図書館、発達支援課、広報課、幼児課、学校教育課、教育総務課、障がい福祉課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
130	障がいのある人	5-(4)-2	継続	障がい者雇用の促進	○障がいのある人が働きやすい環境の整備につながるよう啓発を行う。	企業への障がい者雇用への啓発に努め、理解の促進を図るとともに、各種制度等について企業訪問時に啓発を行う。 ◎目標値 ・企業訪問：年２回 ・関連リーフレット等の配布：年２回	社内における人権啓発に関する資料を配布 ・企業訪問：年１回　２３８社 ・関連リーフレット等の配布　年２回	障がい者雇用の推進のため、支援制度や相談機関などの情報提供を行う必要があります。	3	商工観光労政課	第３期栗東市障がい者基本計画	・公共職業安定機関等の相談機能の充実 ・就労支援計画の充実 ・障がい者雇用の促進
						企業への啓発活動の実施	企業訪問時にリーフレットを配布	企業訪問の機会を活用し、障がいに対する正しい知識と障がいのある人への理解促進を更に図っていく必要がある。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・公共職業安定機関等の相談機能の充実 ・就労支援計画の充実 ・障がい者雇用の促進
131	障がいのある人	5-(5)-1	継続	成年後見制度利用支援等事業	○判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等の適切な福祉サービス利用を支援し、また不当な権利侵害から守るため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について周知と利用相談・支援を推進する。	制度の周知・利用相談を行うことで、在宅生活の安心を提供する。	相談支援件数：459件(**3**月末現在)	支援者や市民に対する権利擁護や成年後見制度の啓発、地域包括支援センターほか相談対応に従事する職員向けの研修会の開催などの充実を図っていく必要がある。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・成年後見制度の周知・利用促進
132	障がいのある人	5-(5)-2	継続	障がい者の虐待防止に向けた取組の推進	○障害者虐待防止法を周知・啓発することで、障がい者の権利利益の擁護を推進する。	関係情報を市広報またはホームページに掲載する。	ホームページに記事を掲載	市広報やホームページを活用し、障がいに対する正しい知識と障がいのある人への理解促進を更に図っていく必要がある。	4	障がい福祉課	第３期栗東市障がい者基本計画	・障がい者虐待防止センターとしての機能強化

栗東市人権擁護計画実施計画　外国人

■学校教育課、自治振興課、商工観光労政課、総合窓口課、図書館、人権政策課、税務課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
133	外国人	6-(1)-1	継続	国際交流事業 （栗東国際交流協会等との協議）	○関係団体との共催により、多文化を知り学び理解する機会づくりに取り組む。 ○多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する。	文化の違いを認め合う対等な関係でありながらも地域社会では共に手をとりあう多文化共生の意識づくり ◎目標値 栗東国際交流協会主体の多文化交流事業の開催を周知 ・広報おしらせ版への掲載：年５回	栗東国際交流協会と**連携し**、多文化を知り学び理解する機会づくりに取り組みました。 6/10：世界と出会う玉手箱　参加者数 15・ 7/29：**異文化交流サロ**ン　参加者数 **45・** 10/21：大宝西ふれあい解放文化祭　ブース設置・11/3：世界と出会う交流広場　参加者数約400・**2/15：さわやか学級異文化交流　参加者数15・2/24：異文化交流サロン　参加者数85** 上記事業について、広報で周知。 広報3月号で多文化共生をテーマにした記事を掲載**しました**。	多文化共生に関するニーズの把握に努め、継続した事業実施及び情報提供に取り組む必要がある。	3	自治振興課	―	―
134	外国人	6-(1)-2	継続	国際理解教育・外国語教育	○社会科、外国語科、外国語活動、総合的な学習の時間などを中心に、あらゆる学習の機会を通して、相手意識と国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を図る。	小学校９校、中学校３校すべての学校であらゆる学習の機会において国際理解教育を行う。	学習計画等に則って各教科の学習を通じて国際理解教育を実施している。	教科横断的に学習する機会が増え、ICTを活用したオンライン交流も見られるようになってきている。実際の触れ合いによる交流体験についても可能な範囲で実施できるよう支援していく必要がある。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・学校における多文化共生教育の推進
135	外国人	6-(1)-3	継続	日本語指導教室	○日本語指導員を派遣したことにより、外国人生徒が安心して学び、生活できるよう支援する。	市内小中学校の外国人児童生徒への日本語指導を通して、安心して生活できるように支援を行う。	各校や児童生徒の実態に応じて、日本語指導を実施している。	日本語指導員と各校との丁寧な連携により、計画通り指導が実施でき支援を行うことができた。	4	学校教育課		
136	外国人	6-(1)-4	継続	多文化共生のための啓発の推進	○外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生するなか、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくすため、講演会を開催したり、リーフレットやポスターによる啓発をおこなう。また、法務局で取り組んでいる外国語人権相談について、窓口だけでなく電話やインターネットでも対応実施していることについて広く周知を行う。	ヘイトスピーチをはじめ、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識の浸透を図るための啓発を行う。 目標値 ・次回の住民意識調査：外国人の生活習慣や文化の理解を深めるべきだに対する、そう思うを全体で30%以上とする。	・ヘイトスピーチに関するポスターの掲示による啓発を行った。また、法務局で取り組んでいる外国語人権相談について**のリーフレットを**関係課である自治振興課窓口にも配架した。 ・人権啓発紙「りっとう～人権便り～（第4号）」のテーマを「外国人の人権（多文化共生）」とし、栗東国際交流協会と協働で10月に発行。広報りっとう10月号に挟み込み、各戸配布を行った。	ポスターの掲示など効果的な啓発を続けていく。相談を受け付けた際には、外国語相談なども必要に応じ、繋げていく必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
137	外国人	6-(2)-1	継続	税証明申請書の多言語対応	○外国人の窓口相談に向けて、ポルトガル・スペイン用語集及びポルトガル語を併記した税証明申請書を作成する。	外国人市民が必要とする税証明書を取得できるよう利便性の向上を図る。	申請書記入や、窓口相談において、英語、ポルトガル語、スペイン語に対応できるように単語集を日頃から備え、窓口案内の利便性向上が図れている。	複雑な手続きや納税相談は、国際交流協会の相談窓口や勤務先の方などに通訳を依頼しており、市民サービス向上のために、より一層の多言語への対応が必要です。	4	税務課		
138	外国人	6-(2)-2	継続	ポルトガル語の納付予告書の送付による自主納付の推進	○ポルトガル語による市税の納入予告書を作成する。 ・市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	市税等徴収に関わり、外国人市民に市税の納付周知を図る。	外国人市民で滞納のある人への個別通知に外国語要約を同封することで、窓口での納付相談につながっている。	多言語版生活ハンドブック等を活用するなど、税のしくみを知ってもらうことで納税意識の向上を図る取組が必要です。	3	税務課		

栗東市人権擁護計画実施計画　外国人

■学校教育課、自治振興課、商工観光労政課、総合窓口課、図書館、人権政策課、税務課
の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
139	外国人	6-(2)-3	継続	外国人市民への各種通知や届出窓口の多言語対応	本市に住民登録がある外国人市民の母国語による通知や住民異動などについて多言語での窓口体制を整備する。	外国人市民の窓口手続き関係に関する利便性の向上を図る。	マイナンバーカードの有効期限到来通知を英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語で行った。 **Ｒ５年度実績　　通知件数：３５８件** 住民基本台帳制度等に関する届出や問い合わせで窓口等に来庁された方に対して、総務省の「コールセンター」を活用して、円滑に窓口手続きを行った。	引き続き、外国人市民に対する多言語対応を実施していく。	4	総合窓口課		
140	外国人	6-(2)-4	継続	利用案内等の多言語化	○外国人対応について研修を実施する。	外国人市民の図書館利用に対して的確な資料提供を行う。	外国人への情報提供として10言語の情報紙「みみタロウ」を収集。 多文化資料6冊購入	利用のニーズを聞き取り、適切な資料の収集並びに提供に取り組む必要がある。	3	図書館	第３期栗東市教育振興基本計画	図書館機能の充実
141	外国人	6-(2)-5	継続	外国人の就労支援の実施	○外国人の就労相談があった際には、労働条件や適正な雇用が行われるよう、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	外国人就労相談の際には、関係機関と連携して適切な支援を行う。	**外国人の就労相談者　４名** **就職や就労定着にあたり、必要な相談支援を実施した。**	関係機関と連携し、適切な支援を行う必要があります。	3	商工観光労政課	第四次栗東市就労支援計画	
142	外国人	6-(3)-1	継続	国際交流事業委託事業（在住外国人支援事業等）	○ポルトガル語通訳による生活相談窓口の設置（毎週水曜日午後） ○各課で作成している各種文書の翻訳（主にポルトガル語）	相談窓口開設・毎週水曜日午後ニーズに応じた翻訳による行政サービスの提供。 **◎目標値** **・相談窓口開設のお知らせ掲載：年１回更新**	・相談件数：4月：10件　5月：19件 6月：15件　7月：11件　8月：15件 9月：　9件　10月：15件 11月：13件 12月：**16**件　**1月：13件　2月：14件** **3月：7件** ・翻訳：**9**件 ・ポケトーク使用による各課の窓口対応：**10件** ・相談窓口開設のお知らせは、広報3月号に掲載	引き続き相談窓口の周知および相談先担当課と連携した適切な対応が必要である。 相談窓口の多言語化が必要であり、ポケトークを活用しながらの対応を継続する必要がある。	3	自治振興課	第３期栗東市地域福祉計画	・外国籍住民への支援（多文化共生）
143	外国人	6-(3)-2	継続	国際交流事業（日本語教室補助事業）	○毎月第２・４土曜日にボランティアによる日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。	日本語教室を開催し、外国人市民の日本語や文化の習得を支援する。 ◎目標値 ・日本語教室平均受講者数：10人/回	日本語教室 平均受講者数：4人/回 参加延べ人数：64人（16回） （4月：8、5月：8、6月：9、7月：6、8月：4、9月：11、10月：6、11月：6、12月：4、**1月：5、2月：8、3月：5**）	ボランティアスタッフの技能向上および日本語教室のさらなる周知への取り組みが必要である。	2	自治振興課		
144	外国人	6-(3)-3	新規	学校における多文化共生教育の推進	○小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進します。	小学校９校、中学校３校すべての学校であらゆる学習の機会において多文化共生教育を行う。	各校の実態に応じて、様々な学習の中で多文化共生の基盤を構築している。	外国人の方と交流する場を設ける等、外国語科や外国語活動、総合的な学習の時間を活用して国際理解教育を進めている。今後も、外国人とコミュニケーションをとる場を設けたり、多文化共生につながる個別的な視点からのアプローチによる人権学習を進めたりする必要がある。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・学校における多文化共生教育の推進

栗東市人権擁護計画実施計画　インターネット

■学校教育課、人権教育課、人権政策課

**　　の網掛については重点項目になります。**

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
145	インターネット	7-(1)-1	継続	人権啓発推進事業	○インターネット上での人権侵害に対応するには専門的な知識が求められることも多く、また新たな課題でもあることから常に最新の対策を講じることができるよう研修などに積極的に参加する。併せて、さまざまな機会・場所において、インターネット上での人権侵害に対する啓発活動に取り組む。	・関係機関と連携し、相談窓口の周知とインターネット上での人権侵害に迅速に対応できるよう職員のインターネットに対する専門性の向上を図る。 ・市民向けの講演会・啓発紙にインターネットに関するテーマ設定や内容を記載したり、視聴覚教材の提供を行う。 目標値 ・関係機関開催のインターネットに関する研修に年３回以上の参加	・人権センター主催の講座に参加 6/ 7：インターネットマスター講座　1名 10/26：インターネットマスター講座　1名 8/24：じんけんセミナー栗東の開催 講師：スマイリーキクチ氏 演題：インターネットと人とのかかわり合い～突然、僕は殺人犯にされた～ 市民一般、市職員、教職員を対象に上記講演会を実施 参加者：245名	積極的に講座などに参加し、インターネット上での人権侵害に関する知識の習得に努めていく。街頭啓発などの機会を活かし、市民への啓発を行っていく。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
146	インターネット	7-(1)-2	継続	人権啓発リーダー講座事業 インターネットと人権コースの設定	○部落差別解消推進法の施行の背景にあるインターネットの現状について、行政職員・教員も含めて正しく認識する機会として、人権啓発リーダー講座の一環として設ける。	人権啓発リーダー講座の一つとして、インターネットと人権コースを設け、教育研究所と共催することで、行政職員・教員も含めて情報モラルについて正しい認識を深め、子どもを守る取組につながるよう意識を高める。 ◎目標値 ・人権啓発リーダー講座の一つとしてインターネットと人権コースの講座開催：年１回以上	人権啓発リーダー講座 インターネットと人権コース(2回)：　107名 じんけんセミナー栗東　　：　245名 ・インターネット状における部落差別の現状について参加した教職員、保育士、行政職員、市民等で学びを共有することができた。 学ぶ機会を提供することができた。 ・インターネット上の誹謗中傷が命に関わる深刻な課題となっていることを学ぶことができた。	部落差別解消推進法にもあるように、現代社会において部落差別をはじめ様々な誹謗中傷がインターネット上に存在している。正しい認識を持ってインターネットを活用するとともに、その誹謗中傷に対処する方法を啓発していく必要がある。		**人権擁護課** （旧：人権教育課）	第五次輝く未来計画人権・同和教育推進５カ年計画	・啓発資料の作成と効果的な活用
147	インターネット	7-(2)-1	継続	学校における情報モラル教育	○児童生徒に対して、あらゆる教科や道徳科での学習の場を通じて、適切な情報モラル教育をおこない、保護者への啓発を図るとともに、子どもを守る取組を推進する。	・小学校９校、中学校３校すべての学校で特別の教科道徳等の機会において情報モラル教育を行う。 ・研修・通信などを通じて情報モラルについて保護者へ啓発する。	各校の学習計画等に則って情報モラル教育を実施している。	情報モラルにかかわる校内研修を呼びかけるとともに、オンライン研修の周知などを今後も継続的に行っていく必要がある。	4	学校教育課	栗東市いじめ防止基本方針（改訂版）	・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
					○インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等のための啓発活動 ○インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備	・小学校９校、中学校３校すべての学校で各校の実態に応じて、インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等の啓発を行う。 ・小学校９校、中学校３校すべての学校に情報セキュリティ担当者を設置し、定期的に情報交換をし、インターネットトラブルに対する対処や情報共有を行う。	情報セキュリティ担当者会を３度開催した。				
148	インターネット	7-(2)-2	新規	スマホ・ケータイ人権教室の推進	○地方法務局からの委託を受けた携帯電話会社による、児童・生徒に向けた防犯や人権に配慮したスマホ・ケータイの使用方法等を教え子どものインターネットモラルの向上を図る。	・事業実施について周知を図り、教室開催により、子どものインターネットモラルの向上とネット上の人権侵害防止啓発を行う。 目標値：市内各小・中学校に事業実施を周知 教室の開催：3校/年	・事業協力者となる人権擁護委員が年度当初に学校訪問を行い、事業実施の趣旨説明を行い事業周知を図った。 **7/4：大宝西小学校5,6年生（157名）を対象にスマホ・ケータイ人権教室を実施。**	GIGAスクールが導入され、子どもたちにとってインターネットの利用が学校生活においても日常となっている状況等も踏まえて、子どもたちのメディアリテラシーの向上に向け、積極的に事業を実施していただけるよう、学校への呼びかけを行う必要がある。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）		

栗東市人権擁護計画実施計画　感染症等患者

■学校教育課、幼児課、人権政策課

**　　の網掛については重点項目になります。**

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
149	感染症等患者	8-(1)-1	新規	様々な感染症に関する理解と啓発	○保育園・幼稚園・幼児園において、様々な感染症に関する正しい知識を身に付けることができるよう、指導を行います。	各園において、様々な感染症等の予防を実施しつつ、感染者に対する決めつけや、差別的な意識をもたないよう、周囲の大人に啓発していく。 園児においても、自分も友だちも大切にできる子どもの育成を図る。	各園において様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう子どもたちに分かりやすい言葉や教材を通して指導を行った。 自分も友だちも大切**にすることにつなげることができた。**	各園において手洗い・消毒等を行い、引き続き様々な感染症について発達段階に応じて**の教材研究が必要である。**	4	幼児課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発
					○学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身に着けることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。	各校の学習計画等に則って感染症に関する指導を実施する。不確かな情報に惑わされることなく、自分も相手も大切に思いやる気持ちをもって行動できる生徒の育成を図る。	各校の学習計画等に則って、生徒への性感染症に関する指導を行っている。	生徒への性感染症に関する指導を計画通り行うことができた。正しい知識の啓発をさらに推進できるよう、12月1日の「世界エイズデー」に際した指導等を工夫する必要がある。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発
150	感染症等患者	8-(1)-2	新規	ハンセン病やコロナ差別に関連した啓発の推進	○ハンセン病やコロナ差別に関する啓発リーフレット・啓発品の配布や市のホームページを通じて、差別防止を呼びかけ、感染症に関する患者等への差別の解消に向け取り組む。	以前からある人権問題の1つであるハンセン病やコロナ差別への理解を深めることにより、今後新たに発生してくる感染症にも冷静に対応し、新たな差別の抑止につなげることができる。	市ホームページへのコロナ差別防止記事の掲載の他、庁舎1階（玄関横階段付近）において、通年でハンセン病リーフレット及びコロナ差別防止啓発品を配布。 市内コミュニティセンター・児童館においても通年、啓発品を配布。	新型コロナウイルス感染症が一定収束したが、社会生活の場面で、差別やプライバシー侵害が起きている。感染症・病に関する正しい知識を持ち、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが必要。 引き続き啓発を継続していく必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）		

栗東市人権擁護計画実施計画　性的指向・性自認（性同一性）等

■学校教育課、自治振興課、人権教育課、人権政策課

の網掛については重点項目になります。

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
151	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(1)-1	新規	性の尊重についての教育の推進（子ども）	○小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行う。 ○教職員に対しては、性的指向や性同一性障がい等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図る。	・県作成の男女共同参画社会づくり副読本を活用し、各校の学習計画等に則って性に関する指導を実施する。 ・リーフレットを活用しながら目の前の子どものことを考えて教職員で研修を行い、性の多様性についての悩みを自分事としてとらえることができる授業づくりを目指す。	県作成の男女共同参画社会づくり副読本を活用し、各校の学習計画等に則って、児童生徒への男女共同参画の啓発を行っている。	発達段階に合わせてリーフレットを活用する学習を展開する等、学習内容の工夫を行っていく必要がある。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の尊重についての教育の推進
152	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(1)-2	継続	学校における性の多様性を考える	○性的マイノリティなど、性に関するあらゆる悩みを抱える子どもが安心して過ごせるよう、きめ細やかな対応等の実施について教職員対象の学習会や研修を実施し、一人ひとりの個性を尊重できる子どもの育成を図る。	・教職員の研修を通して、性の多様性についての悩みを自分事としてとらえることができる授業づくりを展開する。 ・教職員向けの外部研修を周知することで、教職員自身が一人ひとりの個性を尊重できる素地を築く。	・各校の実態に応じて教職員で研修を行い、性の多様性についての悩みを自分事としてとらえることができる授業づくりができるように取り組んでいる。 ・外部研修等の周知を行い、性の多様性の理解に関する啓発を行った。	・**各校の実態に応じて**、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を引き続き取り組む必要がある。 ・個別の対応について支援が行えるよう校内研修の内容を工夫し、性の尊重についてより理解を深めていく必要がある。	4	学校教育課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
153	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(2)-1	新規	性の尊重についての教育の推進（市民）	○多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発を行う。	性の多様性も含めた様々な人権問題の学びの場となるよう、じんけんセミナー栗東や人権文化事業等を開催する。	大宝西ふれあい解放文化祭、じんけん広場ふれあい文化祭の会場での人権啓発パネル展示の際に、性の多様性に関するパネル展示を行い、多様な性のあり方についての理解が促進されるよう啓発に努めた。	令和5年6月に成立・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念にのっとり、社会全体の性的マイノリティに対する理解や周知啓発を行う必要がある。また、市民啓発と併せて、先進自治体のパートナーシップ制度等に関しての情報収集や制度についての理解を行う必要がある。	4	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
						地区別懇談会のテーマとして性の多様性について取り上げるとともに、じんけんセミナー栗東等の講演会や啓発資料「輝く未来(教材編・資料編)」を利用し、市民が豊かに学ぶ。 ◎目標値 ・2025年栗東市人権意識調査「栗東市は、基本的人権が尊重されている市である」：肯定的回答40％	・人権啓発リーダー講座において性の多様性についての講座を設定し、72名の参加があった。 ・地区別懇談会において推奨コースとして取りあげ、**26自治会がテーマとして取り上げている。**推進員から地域で学びたいという声をいただいた。社会で取り上げられることが多いだけでなく、性的マイノリティの生きづらさが学ぶ必要性を感じさせている。	自らの当たり前を問い直すことから学びが始まる。多様な性のあり方について、それぞれが当たり前を問い直す必要があり、学ぶ機会を求める声も大きい。今後も継続して機会を提供していくことが大切である。	5	**人権擁護課** （旧：人権教育課）	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
						多様な性のあり方について理解が深まるよう啓発する。 ◎目標値 ・市民へ多様な性の在り方について理解が深まるよう周知：年１回更新	ホームページにより啓発（予定）	多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市主催イベント等を活用し啓発を継続していく。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の多様性を理解するための教育・学習の推進
154	性的指向・性自認（性同一性）等	9-(2)-2	新規	性の尊重についての理解促進	○「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の持つ意味について、広報等を通じた周知啓発を行う。	多様な生き方の選択や実現のため、権利の周知を行う。 ◎目標値 ・市民への「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の周知：年１回更新 ・生理の貧困に対する支援と周知を行う ：年１回更新	ホームページにより啓発（認知の拡大） 行政の対応 ・生理の貧困に対する支援	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」による多様な生き方の選択や実現のため、広報等を通じた周知啓発を行っていく。	3	自治振興課	栗東市ひとが輝くパートナープラン	・性の尊重と健康についての意識の醸成

栗東市人権擁護計画実施計画　さまざまな人権問題

■学校教育課、危機管理課、人権政策課、社会福祉課、生涯学習課

**　　の網掛については重点項目になります。**

評価点数	1：全くできなかった　2：目標には及ばなかった　3：目標近く達成できた 4：目標どおり達成できた　5：目標を超えて達成できた

No.	分野	施策番号	継続/新規	施策(事業)	内容	目標（事業実施目的・見込まれる効果等） 目標値	2023(令和5)年度実績 （取組状況・成果）	取組課題	評価 （1～5点）	担当課	関連計画	関連事業
155	さまざまな人権問題（拉致被害者等）	10-(1)-1	継続	犯罪被害者見舞金	○自己の責任に帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により、不慮の死を遂げた遺族又は障がいを受けた市民に対し、見舞金を支給する。 **また、犯罪被害者等に対する予断や偏見が払拭されるよう啓発を行う。**	関係機関（警察など）と連携し、情報収集に努める。 ◎目標値 **・犯罪被害者等の人権啓発事業** **年２回実施**	・申請件数　　1件	犯罪被害者に対して、周囲の人々が予断や偏見を持つことなく、温かく支える環境が大切であるため、犯罪被害者支援センター等と連携を密にし、啓発活動を引き続き実施する必要がある。	4	危機管理課	―	―
156	さまざまな人権問題（拉致被害者等）	10-(1)-2	継続	拉致問題に対する啓発	○北朝鮮人権侵害問題啓発のため、年１回決められた期間に、啓発ポスターを掲示する。	「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取組みを行い、北朝鮮による拉致被害者の問題が人権問題であることの認識を高める。 目標値 ・期間の近い人権週間の啓発と併せて行い、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の認識をより高める。	12月の人権週間と併せて、駅頭・街頭啓発などでチラシ（1,500枚）の配布を行った。また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間のポスターの掲示（市役所、ゆうあいの家）、市広報・ホームページへの掲載を行った。	引き続き、人権週間に係る街頭啓発などの機会を活かし、効率・効果的な啓発活動に努めていく。	3	**人権擁護課** （旧：人権政策課）	―	―
157	さまざまな人権問題（拉致被害者等）	10-(1)-3	継続	北朝鮮による拉致被害者に対する学校での取組	○社会科などの授業を通して北朝鮮による拉致被害者に対する理解を深める。	市内各小中学校で授業として北朝鮮による拉致被害者に対する理解を図る学習に取り組む。	・各校の実態に応じて、学習計画に則って北朝鮮問題を取り上げている。 ・北朝鮮人権侵害問題に係るDVDの活用、教職員研修の教材周知、ポスター掲示等、活用啓発を行った。	・児童生徒に事実を伝えるにとどまっているところが課題である。 ・引き続き、人権週間等を活用し、効果的な啓発活動に努めていく。 ・教職員が自身の立ち位置を考えることのできる研修の工夫が必要である。	3	学校教育課	―	―
158	さまざまな人権問題（刑を終えて出所した人）	10-(1)-4	継続	社会を明るくする運動	○犯罪や非行をした人たちを支え、地域社会の理解を得られるよう啓発を行い、７月の社会を明るくする運動実施期間を中心に研修会を実施する。	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生を図るため、全国的な運動により理解を深める。 ◎目標値 ・研修会の開催：各コミセン年１回	（　6月　書面で実施） ・総理大臣メッセージ伝達式 7月3日（月）関係者のみ参加 駅前・大型量販店前での啓発活動 ・研修会　9学区の地域振興協議会が実施 延べ338人参加 ・関係団体研修会　**5団体**	毎日のように犯罪が報道されるなど青少年の取り巻く環境は厳しい状況である。犯罪や非行の防止と。罪を犯した人たちの更生について理解を深め、立ち直りを支える家庭や地域づくりを目指していく必要がある。	4	生涯学習課	―	―
159	さまざまな人権問題（ホームレス等）	10-(1)-5	継続	ホームレス実態にかかる全国調査把握	○全国一斉調査（年１回、定められた１日において市内の路上生活者の実数を調査する）を実施する。	市内の路上生活者の実数を調査することにより、ホームレスの実態を把握し、必要な支援につなげる。 ◎目標値 ・年1回開催	市内の路上生活者の実数を調査することにより、ホームレスの実態を把握する。 **（令和６年1月11日　実施済）**	引き続き関係機関と連携し実態把握に努める	4	社会福祉課	―	―
160	さまざまな人権問題（ホームレス等）	10-(1)-6	新規	生活困窮者等に対する相談窓口の充実	○生活困窮者等の関連窓口を充実させるために、生活上の課題に関連する相談に対応できるような連携体制を整える。	生活困窮者等の自立に向け、市に自立支援相談員を配置し、生活上の課題に対する相談に応じるとともに、社会福祉協議会と連携し、相談支援を実施し、家計等に関する相談支援を行う。	相談者に寄り添った相談に応じるとともに、生活困窮者の自立支援に向け関係課での情報共有を図り連携した相談体制を整えた。 ・生活支援相談室相談件数：**77件（3月末実績）**	引き続き相談者に寄り添った相談に応じ、相談内容に応じた各種福祉制度等の情報を提供しつつ、必要に応じて関係各課と情報共有や連携を図りながら、課題解決に向け丁寧な相談支援を行う。	4	社会福祉課	第３期栗東市地域福祉計画 栗東市自殺対策計画	・生活困窮者等自立支援窓口の設置 ・生活保護に関する相談
161	さまざまな人権問題（ホームレス等）	10-(1)-7	新規	生活困窮者への支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく様々な支援を実施し、関係機関や民生委員・児童委員、近隣住民等と連携し、生活困窮者を支える仕組みづくりに取り組む。	生活困窮者に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課等で組織する生活困窮者自立支援調整会議を開催し、必要に応じて民生委員等の協力をえられるよう体制を整える。 ◎目標値 ・生活困窮者自立支援調整会議開催数：12回	生活困窮者の自立支援に向け関係課での情報共有を図り支援策を協議した。 ・生活困窮者自立支援調整会議：**12回開催（3月末実績）** （毎月1回開催済）	自立支援調整会議では、相談者の自立に向けた課題と目標を共通認識し、情報共有行い支援を行う。	4	社会福祉課	栗東市自殺対策計画	・生活困窮者への支援